

# 目 次

第1号（3月4日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
事務局職員出席者 .....	5
説明のため出席した者の職氏名 .....	5
開 会 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	7
会期の決定 .....	7
諸般の報告 .....	7
議案第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第5号） .....	8
議案第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） .....	24
議案第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） .....	25
議案第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） .....	25
議案第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） .....	26
議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に 関する条例の制定について .....	28
議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定 める条例の制定について .....	28
議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定 める条例の制定について .....	28
議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について .....	28
議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について .....	28
議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について .....	28
議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について .....	28

議案第13号	津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の 廃止について .....	28
議案第14号	津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について .....	28
議案第15号	津奈木町減債基金条例の一部改正について .....	28
議案第16号	津奈木町立学校設置条例の一部改正について .....	28
議案第17号	津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について .....	28
議案第18号	津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について .....	28
議案第19号	津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について .....	28
議案第20号	津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について .....	28
議案第21号	津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について .....	28
議案第22号	津奈木町介護保険条例の一部改正について .....	28
議案第23号	平成27年度津奈木町一般会計予算 .....	28
議案第24号	平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算 .....	29
議案第25号	平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	29
議案第26号	平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算 .....	29
議案第27号	平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算 .....	29
議案第28号	平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算 .....	29
議案第29号	平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算 .....	29
議案第30号	町道路線の廃止について .....	29
議案第31号	町道路線の認定について .....	29
発議第1号	津奈木町議会委員会条例の一部改正について .....	29
陳情第1号	手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情書 .....	30
発議第2号	「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案） .....	31
散 会	.....	42

第2号（3月13日）

議事日程 .....	43
本日の会議に付した事件 .....	43
出席議員 .....	43

欠席議員	4 3
事務局職員出席者	4 3
説明のため出席した者の職氏名	4 3
開 議	4 7
一般質問	4 7
2 番 橋口知恵子君	4 7
1 番 久村 昌司君	6 2
散 会	7 3

### 第 3 号（3 月 2 0 日）

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 6
出席議員	7 8
欠席議員	7 8
事務局職員出席者	7 8
説明のため出席した者の職氏名	7 8
開 議	7 8
議案第 6 号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	7 8
議案第 7 号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	7 9
議案第 8 号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	7 9
議案第 9 号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について	7 9
議案第 10 号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	7 9
議案第 11 号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について	7 9
議案第 12 号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	7 9
議案第 13 号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について	7 9
議案第 14 号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	7 9
議案第 15 号 津奈木町減債基金条例の一部改正について	7 9

議案第16号	津奈木町立学校設置条例の一部改正について	7 9
議案第17号	津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について	7 9
議案第18号	津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について	7 9
議案第19号	津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について	7 9
議案第20号	津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	7 9
議案第21号	津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	7 9
議案第22号	津奈木町介護保険条例の一部改正について	7 9
議案第23号	平成 2 7 年度津奈木町一般会計予算	7 9
議案第24号	平成 2 7 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算	7 9
議案第25号	平成 2 7 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算	7 9
議案第26号	平成 2 7 年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算	7 9
議案第27号	平成 2 7 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算	7 9
議案第28号	平成 2 7 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算	7 9
議案第29号	平成 2 7 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算	7 9
議案第30号	町道路線の廃止について	7 9
議案第31号	町道路線の認定について	8 0
請願第 3 号	国民健康保険財政に関する請願	9 7
請願第 4 号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願	1 0 0
請願第 5 号	介護従事者の処遇改善を求める請願	1 0 2
請願第 6 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書	1 0 5
議員派遣の件		1 0 7
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件		1 0 8
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件		1 0 8
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件		1 0 8
議案第32号	津奈木町手数料条例の一部改正について	1 0 8
同意第 1 号	津奈木町監査委員の選任同意について	1 0 9
閉 会		1 1 0
終 了		1 1 1

署 名 ..... 1 1 2

津奈木町告示第4号

平成27年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月16日

津奈木町長 西川 裕

- 1 期 日 平成27年3月4日
  - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
- 

○開会日に応招した議員

久村 昌司君	橋口知恵子君
柳迫 好則君	川野 雄一君
上村 幸一君	寺本 信介君
村上 義廣君	林 賢二君
野島 正行君	本山 勝三君
吉野 一君	川崎 尊深君

---

○3月13日に応招した議員

---

○3月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成27年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年3月4日 (水曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成27年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第5 議案第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第6 議案第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第7 議案第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第8 議案第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第9 議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第14号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 津奈木町減債基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 津奈木町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について

- 日程第22 議案第19号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 平成27年度津奈木町一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第34 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第35 発議第1号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第36 陳情第1号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情書
- 日程第37 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を



定める条例の制定について

- 日程第11 議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第14号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 津奈木町減債基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 津奈木町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第22 議案第19号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 平成27年度津奈木町一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第34 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第35 発議第1号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について

日程第36 陳情第1号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情書

日程第37 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

---

出席議員（10名）

1番 久村 昌司君	2番 橋口知恵子君
3番 柳迫 好則君	4番 川野 雄一君
5番 上村 幸一君	6番 寺本 信介君
7番 村上 義廣君	8番 林 賢二君
9番 野島 正行君	12番 川崎 尊深君

---

欠席議員（2名）

10番 本山 勝三君	11番 吉野 一君
------------	-----------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西川 裕君	副町長 .....	山田 豊隆君
教育長 .....	塩山 一之君	総務課長 .....	浦田 伸一君
振興課長 .....	倉本 健一君	振興審議員 .....	新立 啓介君
振興審議員 .....	財部 大介君	住民課長 .....	林田 三洋君
住民審議員 .....	久村 庄次君	教育課長 .....	椎葉 正盛君

---

午前10時00分開会

○議長（川崎 尊深君） おはようございます。定刻を少々割りましたけれども、ただいまから平成27年第1回津奈木町議会定例会を開会致します。

ここで皆様方に、10番、本山勝三君と11番、吉野一君が、いずれも病氣療養のためということで欠席届が出されておりますので御報告を致します。

御挨拶を申し上げます。第1回定例会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。早いもの

で今回の定例会が、このメンバーでの最後の議会になろうかと思えます。一抹の寂しさを覚えるところでございます。

本定例会は、平成27年度当初予算初め平成26年度補正予算のほか条例の一部改正など、多くの議案を審議する重要な議会であります。諸議案は多種多様にわたっており、会期も長期間予定をされております。

新年度における施政方針等については、後ほど町長から詳しく説明があると思えますが、議会と致しましては、町民の福祉増進の立場から、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政運営に反映すべく充分な審議を重ねてまいりたいと思えます。

3月に入りましたとはいえ、まだ寒い日が続いているように感じます。このような季節柄、議員各位におかれましては、長期間の会期になりますので、御自愛いただき、審議に御精励下さり、適切妥当な議決に達せられますよう念願し、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成27年第1回津奈木町議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第1回津奈木町議会を招集致しましたところ、議員の皆様方には、本山議員さん、それから吉野議員さんが、昨日体調を崩されて病気療養ということで御欠席でございますけども、ほかの10名の議員さんにおかれましては、お元気にて本定例会に出席を賜り、ありがとうございました。

朝夕はまだ寒さを感じることもありますが、梅の花も満開で新川の土手に植えてあります花桃も大きくつぼみを膨らませ、一輪、また一輪と花数をふやすさまは、春の訪れを身近に感じさせる季節になってまいりました。

国のほうでは現在平成27年度の予算審議が行われております。予算総額は9兆6千3億円でデフレ経済からの脱却のため、アベノミクスの第2の矢である機動的な財政政策を柱として審議中であります。

平成26年の国、地方の税収の伸びはあるものの、平成26年12月末の国の借金が、総額で1兆030億円に達し、うち国債が8兆740億円、金融借入が5兆500億円、短期証券、税の借入1兆000億円、国民1人当たり換算致しますと、国民1人当たり811万円の借金に当たります。依然として借金大国には変わりありません。

そういった中、市町村財政に大きく影響を及ぼします地方交付税交付金は、地方税の伸びの影響で対前年比0.8パーセント減の1兆6千7億円の予算計上になっております。町の財政運営にも少なからず影響があるものと思っております。

本町にとりまして、平成27年度は大変重要な年になると思われれます。まず、西回り自動車道

津奈木インターの完成による自動車や人の流れの変化、その対応として温泉センター等のリニューアルを初め各施設の改修工事、また2カ年にわたる光ブロードバンド基盤整備、公共交通基盤のオンデマンド方式への変更、住民の生活基盤である簡易水道の統合計画に基づく諸工事、教育関係では平国小学校の統合への手続、国の施策である地方創生への計画書づくりや第6次水俣・芦北振興計画の継続等々大変多忙な年になるだろうと思われまます。私を初め職員一丸となって努力してまいりたいと思っております。

本定例会に上程致します議案は、平成26年度の補正予算、平成27年度当初予算を初め、平国小学校の統合を行う津奈木町立学校施設条例の一部改正等でございます。十分なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

○議長（川崎 尊深君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川崎 尊深君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番、寺本信介君、7番、村上義廣君を指名致します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（川崎 尊深君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から3月20日までとの答申をいただいております。よって、本日から3月20日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（川崎 尊深君） 日程第3、諸般の報告を行います。

12月24日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

2月18日、第65回熊本県町村議会議長会定期総会が熊本テルサで開催され、議長出席。

2月25日、議会運営委員会を開催。また、代表監査委員より1月から2月に実施されました、

例月出納検査の結果報告がっております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、全国議長会及び熊本県議長会から、表彰状が参っておりますので、表彰状の伝達を行います。

全国議長会表彰は、私が議長歴7年以上の表彰であります。また、熊本県議長会表彰は、林賢二君が、議員歴23年以上の表彰であります。

林賢二君は、演壇の前にお進み下さい。

[表彰状伝達]

○議長（川崎 尊深君） 伝達式を行います。表彰状、芦北郡津奈木町議会議員林賢二殿、貴殿は23年以上の長きにわたり、町村議会議員として、よくその職責を遂行され、もって地方自治の振興発展に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月18日、熊本県町村議会議長会会長、松尾純久代読。（拍手）

---

#### 日程第4．議案第1号 平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（川崎 尊深君） 日程第4、議案第1号平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第1号平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）について、歳出の主なものから御説明申し上げます。

今回の補正は、経常的経費、投資的経費の決算見込みとして各款にわたって補正を行っております。

総務費では、財産管理費で宅地造成事業にかかわる土地開発基金への返還繰出金を減額致しております。

企画費では、本年10月から運行を予定しております予約型乗り合いタクシーにかかわる運行システム開発委託料や、平成27年度中に策定します地方創生総合戦略基礎調査委託料を計上致しております。いずれの委託料も国の補正予算で対応致します。

民生費では、障害者福祉費で夜間超過サービスの利用減により、障害福祉サービス費などを減額し、児童措置費では、津南保育園の措置人員の減により運営費を減額、児童手当費は、対象者数の実績により減額致しております。

衛生費では、予防費で日本脳炎や子宮頸がんワクチン接種者数の実績により減額し、環境衛生費では、合併処理浄化槽設置補助金を設置実績により減額致しております。

農林水産業費では、林業振興費で民間事業者が購入します機械への補助としまして、緑の産業

再生プロジェクト促進事業補助金を計上致しております。

水産振興費では、マガキ試験養殖に係る補助金を計上致しております。

なお、いずれの補助金も、国の補正予算で対応致します。

商工費では、国の補正予算によります地域住民生活等緊急支援として商工会が行いますプレミアム商品券発行事業にかかわる補助金を計上致しております。

なお、発行総額は5,000万円を予定しており、1万円が1万2,000円の商品券が町内店舗で使用できるものになっております。

観光費では、平成27年度に温泉センターの全面リニューアルを予定しておりますので、改修工事費を実績により減額致しております。

土木費では、住宅管理費で各工事費を実績により減額致しております。

教育費では、事務局費で本年8月から増員しますALT1名分の費用を計上致しております。これも国の補正予算による対応となります。このほか平国小学校、中学校、B&G体育館の各種工事は実績により減額致しております。

歳入について御説明申し上げます。

分担金・負担金では、町外から津奈木保育園に入所しています運営負担金を増額致しております。国庫支出金では、民生費国庫負担金で障害福祉サービス費など給付費負担金、児童手当負担金を交付決定により減額しております。

総務費国庫補助金では、国の補正予算によります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金をそれぞれ計上致しております。

衛生費国庫補助金では、合併処理浄化槽設置事業の実績により、循環型社会形成推進交付金を減額しております。

県支出金では、国庫同様に障害福祉サービス費等給付費負担金、児童手当負担金を交付決定により減額。

農林水産業費県補助金では、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金を計上致しております。

繰入金では、住宅造成事業特別会計繰入金、財政調整基金を減額致しております。

雑入では、水俣病患者の夜間介護にかかわる水俣・芦北地域振興財団福祉対策特別助成金を減額致しております。

第2表の繰越明許費は、予約型乗り合いタクシー運行システム開発事業など、国の補正予算にかかわる事業6件を主に、計8事業を今年度完了できないため、平成27年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出補正総額は4,600万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,100万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は8ページから11ページ、歳出は12ページから19ページです。

まず、歳出から質疑を行います。12、13ページ。寺本信介君。

○議員（6番 寺本 信介君） 6番、寺本です。歳出の点で質問してみたいと思います。

今回の補正予算は、全体的に補正の減額という形が大半のように見受けられますけども、その中で12ページ、財産管理費のそのの庁舎エレベーター耐震改修工事並びに庁舎車庫防鳥ネット設置工事、これらに関してはかなり額の減額という形になっておりますので、それについてのちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 総務課長、浦田伸一君。

○総務課長（浦田 伸一君） それでは、お答えを致します。

金額の大きい庁舎車庫防鳥ネット設置工事から説明致しますが、これは下の車庫にハトが非常にたくさんまいて、ふん害といいますか、ふんが車にかなり堆積するような状態だったんですが、これをなくすために上にネットを全部屋根にする予定でございましたが、その空間に発砲スチロールを詰め込んだほうが安く上がるんじゃないかということで、急遽変更致しまして、その差額がここに出ております。

それと、庁舎エレベーター耐震改修工事は、議員もお気づきかと思いますが、エレベーターがリニューアルといいますか全部そっくり入れかえております。そのときの入札差額が減額として上がっております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 6番、寺本信介君。

○議員（6番 寺本 信介君） エレベーターの価格差ということで一応わかりましたけども、これの庁舎車庫ネット工事ですね、これに関しては最初当初補正予算かなんかあって上げられたと思うんですけど、これだけ少ない金額で設置が完了したということですね、はい。何でこれだけ少なくなったのかちゅうことに関して、もう一度ちょっと質問したいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 総務課長、浦田伸一君。

○総務課長（浦田 伸一君） 私の説明不足で申しわけございませんが、あの下の車庫ですね、2カ所ございますが、かなり面積も広うございます。あそこにハトが進入できないように、全面にネットをかぶせる予定だったんですけども、非常に固定するのが難しくて、それよりも発砲スチロールをすき間に全部埋め込んで、そこにハトが入らないようにしたほうが安上がりで現実ではないかという話から、工法を変更しております。その差額がこれだけ出ております。

以上です。

○議員（6番 寺本 信介君） はい、わかりました。

○議長（川崎 尊深君） ほかに。4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） 4番、川野でございます。12ページの企画費の中に委託料として1,517万1,000円計上してあります。説明によりますと、予約型乗り合いタクシー運行システム開発業務委託料が707万4,000円、地方創生総合戦略基礎調査委託料が809万円ということでございますので、この委託内容について、それぞれについて説明を求めます。

○議長（川崎 尊深君） 総務課長、浦田伸一君。

○総務課長（浦田 伸一君） それでは、お答えを致します。

まず最初、予約型乗り合いタクシー運行システム開発委託料ですけども、議員御存じのとおり産交バスの水俣から平国経由佐敷行きの路線短縮を現在行っておりますが、つい最近、津奈木町公共交通会議に諮りましたので、今後は運輸局に申請しようかと今事務を進めております。認可がおりますと、デマンド方式によります10人乗りのコミュニティーバス2台での運行となります。そのときに受付に2人のオペレーターを採用し、ITシステムによります予約型運行となりますので、その初期費用として予算を計上致しております。

それと、地方創生総合戦略基礎調査委託料ですけども、町外の人に住まいを提供できないかということで空き家調査のための委託料になります。リフォームにどれぐらいかかるのか、どこに問題があるのか、人口、産業、住宅、土地利用地価等の地理的条件等の調査項目となっております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） 今ありがとうございました。この予約型乗り合いタクシーの運行システムですね、まあ多分産交の補助金等が2,000万円近くなったということで、代替バス等検討されて、これに向かって進んでおられるというということで、非常に私たちも喜んでいるわけでございます。

私も、地元というんですかね、各地区を回られた説明会に出席させていただきました。その中で、いろんなことを総務課の方が来られて詳しく説明されました。若干その中で気になったことが、やっぱり運賃等がそのときの説明では600円、1回乗れば600円、「そんなら往復にすれば1,200円じゃがね」というような話が出ました。その辺をもうちょっと下げてくださいというのが出ました。

それともう一点は、よく言われるのが「家までくっとかい」というような話ですね。そういうのも出ましたし、そして、あとやっぱり後期高齢者とか身障者に対する割引とかないのかというのが出ておりました。



そういうのを多分いろんな意見を聞いた中で、3月中にはまとめられるというような話でございましたので、そういうわかってる範囲で、その辺がきょう説明できるなら説明をお願いして、そして何月ごろ運行されるのか、たしか10月ごろの予定だと思うんですが、その辺の2点についてお願い致します。

○議長（川崎 尊深君） 総務課長、浦田伸一君。

○総務課長（浦田 伸一君） お答え致します。

先ほど説明の中に地域公共交通会議というのがあると説明しましたが、その中にはタクシー会社から運輸局とかほかの市町村、いろんな方が入っておられまして、一番問題になりますのが現在3号線を走っております産交バスに影響しない程度にということが盛んに出てまいりまして、私たちが極力安く設定をしたいというふうに考えておりましたが、そのところが委員さんの御意見がもうほとんどでございますので、水俣までの一応乗り入れとしましては800円、町内は300円というところで大体落ち着いたようでございます。予定でございますので、まだ決定ではございませんが、今後運輸局への申請が、もし認可がおりればそのように致したいというふうに考えております。

それと、先ほど議員がおっしゃったように、運行開始をことしの10月1日を予定致しております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） はい、今言うように住民も非常に期待をされておりますので、できるだけ採算の合うような格好で、低額な料金で利用されるようなシステムにしていただければと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（川崎 尊深君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 14、15ページ。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 2番、橋口です。14ページのこれは民生費の4番、障害者福祉費のところですね。これが大分扶助費のほうでマイナスのほうになっているんですが、あと一般財源のほうで940万2,000円というのがありますね。この分マイナスの分が国、県、その他のほうがマイナスになっているんですが、その分を一般財源のほうから入れたということになりますかね。

○議長（川崎 尊深君） 住民課長、林田三洋君。

○住民課長（林田 三洋君） お答え致します。

この扶助費につきましては、大まかに2つございまして、1つが、まず1,600万のマイナ

スになっているということから御説明差し上げますと、これは水俣・芦北地域振興財団の福祉対策特別助成金と申しまして、歳入にも出てまいります。歳入には多分1,576万のマイナスということで出てくるかと思いますが、これは胎児性水俣病の24時間介護というのが今、振興財団で助成するようになってきておりまして、一応24時間の介護が必要に、在宅の介護を胎児性水俣病患者さんについては見るということが決まっております、これはトンネルで財団化からうちに入ってきて、そしてうちからお支払いをするという形になっております。

当初は1,900万組んであったんですけど、実際使われる予定がですね、今年度ちょっとまだ3月ございますので、見込みを立てて300万程度使われるということですので、今回1,600万減額ということで、歳入のほうも減額しております。

当然、ほかの障害の扶助費につきましてはですね、実績を出しまして、多分一般財源もこれほど使わないんですけど、ある程度余裕を見て残している関係で、一応一般財源ここで投入してございます。大きな部分は胎児性水俣病患者のマイナス分が影響している部分ということでございます。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 14、15ページで、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） ないようですので、16、17ページ。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 2番、橋口です。15ページ、お願いします。15ページのこれは衛生費の3番、環境衛生費のところ、負担金補助及び交付金のところにありますね、合併処理浄化槽設置補助金というのが大分マイナスなんです、この合併浄化槽の設置状況というのはどれぐらいになってますか。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） お答え致します。

当初計画では5人槽を10基、7人槽を24基、10人槽を1基、計35基を計画をしておりましたが、実績によりまして5人槽が11基、7人槽が11基、10人槽が0で22基で、撤去のほうは1基ふえております。13基ほど減になったということで、978万円の減になっております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） この現在22基、マイナスになってるという、一応補助金的にはこれだけの予想を立てたんでしょけれども、浄化槽をつけるにはやっぱり個人負担が要りますよね。その分の料金とあと補助金とですれば、それがなかなか自分個人では払いきれないというの

があるんじゃないかと思うんですね。補助金のほうが1基どれぐらいなのかをお願いできますか。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） 今の5人槽について50万、7人槽が70万、10人槽が100万の補助をしております。浄化槽設置のみで考えますと、大体できるんじゃないかと。浄化槽設置をしますと、台所であったりトイレであったり、そういう改修もされますので、その分が個人の負担になってくるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） なるべく補助金が一応、これは国・県の支出金のほうありますので、やはりそれなりに町民の方が使えるような方法をもうちよっとなんてやったほうが、補助金のマイナスというかですね、ならなくて、十分使えるんじゃないかと思っておりますので、その辺をちよっと工夫していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 16、17ページ。1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 水産業振興費の中で、マガキ養殖事業補助金150万というのがありますが、その内容の説明をお願い致します。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） マガキ試験養殖事業の概要について御説明を申し上げます。津奈木漁協で27年度からも既に水俣・芦北漁協では取り組まれておりますが、マガキの養殖事業を試験的に新たな事業として取り組まれるものでございます。津奈木漁協と致しましては、今後組合員の所得向上であったり、漁協の経営の安定化を図るために新たな事業に取り組みたいというようなことで、今回マガキの養殖事業に取り組まれるものでございます。

今回の予定と致しましては、一応マガキの養殖枠を3基設置を致しまして、組合員に養殖事業者を募集を致しまして1年間をかけて養殖を致します。マガキの稚貝につきましては、東北、宮城のほうから、一応買いつけというようなことで予定をされておるものでございます。

漁協と致しましては、組合員が1年間養殖致しましたマガキを全量仕入れまして、それを漁協のほうで販売をするというようなことで計画をされておるものでございます。

補助金150万円の内訳と致しましては、養殖枠、こちらが1基当たり大体57万円程度かかります。それと稚ガキが約10万円、3基分で合計致しますと約200万円程度の養殖枠、稚ガキ代に必要ということになります。

それと、出荷をするに当たりまして、マガキをそのまま出荷するわけにはいきませんので、滅菌器を購入致しまして海水でしばらく滅菌処理をすると、その後売り渡すというようなことにな

りますので、総事業費と致しまして約300万円予定をされております。そのうち半分を、150万円を町のほうで補助を致しまして、残りの150万円、漁協のほうが約100万、それと養殖事業者が一応受益者負担ということで50万円ということで考えられておるようでございます。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） まだ場所とかの確定とかはされてないんでしょうか。どこでやるとか、そういう設置場所などは決まったら教えていただければと思います。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

正式には、今後各組合員に周知を致しまして、当然組合員の中から養殖希望者、その方を募りまして、その方が設置したい場所というようなことで考えられると思いますが、今のところ既にお二人の方につきましては、一応してもいいというような御希望がございますので、その方の一応近くというようなことになるとと思います。津奈木の場合は一応福浦地区、それと大泊、赤崎、それぞれあると思いますが、今のところ福浦は恐らく大丈夫だろうと、マガキの生育環境としてもですね、これは間違いないだろうというようなことでございます。

あと、大泊あたりを検討されておるようでございますが、正式な場所につきましては、あくまでも養殖をされる方を今後正式に募集ということになりますので、その段階で正式な決定ということになる予定でございます。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） ほかにございせんか。林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 8番、林です。私、林業振興費の中で、緑の産業再生プロジェクト推進協議会、これは国の補助金の中でトンネルのやつじゃなかったかなと思っておりますが、大体何件ぐらいで機械何台分なのか、ちょっとその一つと。

それから、もう一つ16ページの商工費の中で、プレミアムか商品券発行事業が上がっておりますが、これは先ほど全協の中で町長、5,000万ぐらいの予定をしてるというような説明ございましたが、今回1,200万ですか、ありますが、このことにつきましてちょっとどのような計画されておるのか、中身についてちょっと詳しく教えていただければと思っております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） それでは、まず緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、こちらについて御説明したいと思います。今回民間の事業者1件でございます。本来27年度に予定

をされておいた事業でございますが、国の補正予算を活用しまして、26年度補正というようなことで前倒しをして事業を申請されるものでございます。

内容につきましてはプロセッサ、木材を枝落とししたり、長さをそろえて玉切りしたりとするような機械でございますが、これを1台。それと林内を運搬します林内運搬車のフォワーダー、こちらを1台、計2台の機械を購入される予定でございます。

事業費の総額と致しまして、およそ2,970万円でございます。そのうち国費が50パーセント、県費が5パーセントで、一旦町で受け入れまして、そのまま事業者へ渡すというような内容になっております。

引き続き、プレミアム商品券の発行事業について御説明を申し上げます。内容をというようにございまして。内容につきましては、こちら商工会のほうの自主事業というように形で、町はあくまでも補助金というように形で支出を致しますので、詳細な内容につきましては、今後商工会と詰めてまいりたいと考えておりますが、今のところわかっておる概要程度御説明をさせていただきますと思います。

まず、商品券につきましては、1セットが1万2,000円、1,000円掛けるの12枚つづりというようにことで計画をされておるようでございます。それを町民の方に1万円で販売を致します。町民の方は1万円で購入した商品券で1万2,000円分の買い物ができる、これは町内のお店というようにことになります。

ですので、町民の方は1万円で2,000円もうかると、町内の商店につきましては、通常1万円しか買い物されない方が2,000円分上乗せして買い物されますので、当然町内の商店の売り上げも増加するであろうというようにことで考えております。当然、これを5,000セット、5,000万円分販売を致しますが、当然プレミアム分の2,000円分の5,000枚ですので1,000万円不足致しますので、この1,000万円についてですね、町のほうから国の交付金を活用致しまして補助をするというようにことになります。

事業主体はあくまでも商工会さんですので、当然今度は商品券を印刷したり、またあるいは販売をするために人が要りますし、当然今度はお店で使われた商品券を換金をする必要がございますので、換金をするのにも人件費が必要ということになりますので、そちらの人件費、事務費と致しまして約270万程度を予定をしております。これにつきましても、丸々町のほうから一応補助を出すというようにことでございます。

取り扱いの商店につきましては、今後正式に募集というようにことでございますが、商工会さんが事業をされますので、まず、商工会の加盟の会員さん、こちらに、取り扱い店に応募をしていただくと。それと、今度は使う側のことを考えますと、町内の商店、これは商工会さん以外でも当然利用しやすくするためには、そういった方にも呼びかけていただきたいというようにこと

で、今のところ話をしておるところでございます。

商工会さんとしてはこれをきっかけに、商工会未加盟のそういった商店も商工会委員として登録がいただければ、商工会自体も盛り上がるんじゃないかというようなことで考えておられるようでございます。

概要と致しましては、簡単でございますが、それぐらいでございますでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 実は、私も今そこを本当は尋ねたかったんですよ。と言いますのは、今商工会が中心となった場合ですよ、例えば農協とか、それから多分水光社もその商工会に入ったのではなかろうかと思っております。

結構あれが多かですね、やっぱりお客さんがですね、町内の方がほとんどおられます。そういった利用したとき、果たして商工会だけになった場合、この成果というのがどれだけ出るのかなというような思いもありましたもんですから、今後そういったことについて協議されるということでございますので、できましたらやはりそういった前向きに協議していただければというふうに思っております。

はい、終わります。

○議長（川崎 尊深君） 16、17ページ、ほかに質疑ございませんか。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 7番、村上でございます。道路維持費の工事請負費、これが68万8,000円減額ということになっておりますが、町道合串福浦線防護柵の設置工事であります。これは恐らく三ツ島海水浴場から福浦のほうに行くところの途中のものだと思うんですが。これは以前も、これは塩害で長くもてないということで壊れていて、またこれ取りかえてあるものと思うんですが、これを要するに消波ブロックなんかにかえてというか、消波ブロックを前にやって塩害がないように、塩水が上がらないようにする計画というのはないでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） 今回の防護柵の取りかえ工事につきましては、当初予算が347万4,000円、実際設計を致しましたら303万円で実績が278万5,000円ということで、こういうふうに残が出ております。

また、議員おっしゃられるように、あそこは波が上がってまいりますので、そういうことも考えましたけども、景観も大事だということがありまして、今回亜鉛メッキ型のガードパイプのほうを設置を致しております。

以上でございます。

○議長（川崎 尊深君） 7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） それでは、今塩害ということでございますが、耐用年数ですね、

これは大体どれぐらいの見込みを持っておられるのか、ちょっとお伺いを致します。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） 亜鉛メッキ処理をしてありますので、通常のガードレールよりも幾分長くもてると思いますので、少なくとも10年から15年はもてるんじゃないかというふうを考えております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） なかなか、あそこは塩害があるものですから、恐らく耐用年数も短くなるんじゃないかと思っております。そういうことで先ほど申しましたようにそこに消波ブロックでもちょっと積んでいただければ、大変今の防護柵も長くもてる。

また、福浦あたりの車で通行される方も、そこに水たまりに塩水がたまってないということで通りやすいんじゃないかと思っております。そこはちょうど上がるとこは、でこぼこがちょうどあって、上がったときは海水がたまっているんですね。

だから、恐らくあそこは塩害がひどいものだから、こういうふうには防護柵も長くもてないんじゃないかと思っておりますので、今後もうちょっと長くもてるような格好にすれば、やはり消波ブロックなんかも考えていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川崎 尊深君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） ないようですので、18、19ページ。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 18ページの教育費の中で学校管理費、その中で賃金が、津奈木小学校の支援員の賃金がマイナスになってるんですけども、これは減ったということですかね。減ったというか、その人数が1人削減されたとかということになるんですかね。

○議長（川崎 尊深君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） これは人数が減ったということではございません。教員免許の取得の有無によりまして単価に差がありますので、教員免許を持っておらない方が、一応ついてるということになります。

それと期間を、夏休み期間中の出してもらう期間をちょっと短縮をした関係で減額になっております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） はい、わかりました。何か支援員が減ったことによって、児童に

負担がいくんじゃないかとちょっと心配しましたので、わかりました。

○議長（川崎 尊深君） ほかに質疑ございませんか。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 7番、村上です。今度学校管理費の中の平国小学校体育館周辺舗装工事、ここに167万7,000円減額が出ておりますが、私もあそこの体育館に上りまして一応現場を見たんですが、この減額の167万、もうちょっとこれが何でここで上がって減額されてるといのは、要するにもうちょっとあそこの後ろの面が、もうちょっと舗装されたらなというような見受けましたもんですから、ちょっと私話聞きますと、土砂のほう崩れて、また舗装、U字溝なんか埋まっておるということで、土砂を取り除かないとできないというような話を、ちょっと聞いたことがあります。

今後、あと5メートルの何メートルかな、20メートル、30メートルあるのかな。その面積、これを今後この後、舗装される計画とかそういうのはあるんでしょうか。ちょっとここを伺いたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 一応体育館につきましては要望がございまして、避難箇所になっておりますので、砂利から一応車をとめられる範囲と周りを舗装することに致しました。

今後どうするんだということですが、平国小学校、これ廃校になります。その間避難所としては体育館を当然使う場合もございまして、それは利用度の関係を見まして考えたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 今、町長の答弁で大体わかったのですが、この利用度に関しましては、もうあそこが今申されましたように避難箇所になってるということですが、あそこが体育館に入るのに、お年寄りの方なんか特に階段があるもんですから、そのところがスロープでもつくっていただけないのかなというような話もあったんですよ。

今舗装は大体周りは終わっております。終わっております。そこから体育館の入り口のところにスロープを何とかしてもらえんかというような話がありましたもんですから、その舗装と一緒にやれば、話を持ってきてればよかったですけれども、あとから出てきた話でございますけれども。今後はまたそういったことで利用価値、利用度、そういったことを考えましたときに、やはりスロープなんか一応考えていただければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（川崎 尊深君） ほかにございませんか。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 19ページです。海洋センター費の中で工事請負費のほう減ってますね。工事のほうも一応無事に進んでリニューアルが行われて、本当に使うほうは物すごく皆さん助かっております、ありがとうございます。



そのかわりにちょっと私も見たんですけども、一つ残念なことに、観覧席のほうの床ですね、座るところもなんですけど、その下の床というのが、板の状況を見ましたか。すごくばらばらなんです、模様というか、きれいなところはきれいなんですよ。だけども、ちょっとところは、板自体がちょっとあんまりよくないんじゃないかって思うぐらいに、もう本当に見た目がちょっと悪いです。その分がマイナスになってるのかなって、ちょっと心配したんですが。

やっぱり私たち、よそから来られたときにも、見たときに見た目はいいんですけど、その床見たときに、あらっという感じを受けられるんじゃないかなって思ったんですが、担当者はどんなだったでしょうか。（「どっち」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎 尊深君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） お答えします。

今私が検査員になっておりますので、一応私も床のほう見ました。実は私も同じような意見でした。

いろいろ話を聞いてみますと、色をある程度かたよった形でちょっと黒っぽい色のほうが奥のほうにあるような形になっておるかと思えますけど、あれを何か色を組み合わせ、ある程度施行するように当初はなっていたらしいんですけど、最終的にはああいう形になったということで、私のはっきりちょっと理由までは突っ込んでちょっと聞かなかったもんですから、ある程度デザイン性を考えてやったという話は聞いております。

一般的にぱっと見た感じがですね、何でこう、ちょっとやっぱり古いやつを使っているんじゃないかというふうに何か見えがちだとは思いました、私も、はい。ちょっと答弁になってないんですけど。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） もう見た目がよくなかったということは、やっぱりチェックされると思うんですけども、やはり今からこれを工事をし直すということもちょっとできませんので、これを本当どういうふうにしていったいいか私も、ううんと思いついてますが、その分のマイナスになった分というのは考えられませんね。はい、わかりました。じゃ、ちょっとやりできたからには、それをうまいこと使っていかなきゃいけないと思いますので、はい、わかりました。

○議長（川崎 尊深君） 8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 今の関連ですけど、今課長の答弁聞いてますとですよ、何か自分もおかしく思ったんですね。そうなるって検査もされたということでしょう、これをされた。設計の時点でですよ、事業者とのそういった打ち合わせとかないんですかね、ここをこうしてくれとか、そういった要望とか何かされんのですかね。ちょっとお願いします。

○議長（川崎 尊深君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 設計の方との打ち合わせはもちろん行います。ある程度詳細のことに関しては、結構いろんな数があるもんですから、そこの床だけはちょっと見落としてしまったというところはあるかと思います。材質的に問題はありませんで、もちろん検査上はオーケーをしたところですよ。

ただ、いろんなところを見てみますと、やっぱり——あ、今床のこと言われましたけど、例えばちょうど観覧席のところにある仕切りですね、仕切りの高さが一番後ろのほうに、窓側に座った方が座ってみるときに、ちょっと仕切りの台がちょっと高すぎたんじゃないかというのは、そのとき思いました。今からそれを例えばカットするとかいうのは無理なんですけど、ちょっとそこら辺がマイナスだったかなというのは感じました。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 何か聞けば聞くほどですね（笑声）何かちょっとおかしいなというな、私だけですか、こう思うのはですね。こんな工事のちゅうか、設計ミスも委託のあれにしてもですよ、ちょっと余りにもお粗末すぎるというのは私思いましたですけど、これからもそういった格好でやられるんですかね。そこはちょっと反省なり、ちょっとしっかりしてもらわんと、なにか、答弁にもならんとじゃないのかなと思いますけれどもね。町長、どう思われますか。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） もうつくってしまったのを、ああだ、こうだですね、設計段階でですね、やっぱり確かに私もですね、仕切りがあります、体育館の中の。一番前に座りますと、かなり先ちゅうんですか、低い人は視線が大分遠くなる、もうちょっと低くできなかったのかとは言いましてけども、何しろ工事中、完成しか私も見てなかったもんですから、その辺がちょっとまずかったなど、確かにそれは思いました。

今後は、やはり設計の段階、そしてやっぱり観覧をする人の立場、もちろん床の張り合わせ材ですね、これはムクじゃありませんので、この色でありますとか、そういうのはやっぱりその段階で、やっぱり気づけて、こういう色にしてくれと。普通は橋の色であったり、舗装であったり、素材であったり、それは大体私のところまで打ち合わせに来るんですけども、今回は全くそういうのがなくてですね、結果的には御批判を浴びるようなことになりましたけども。

以後こういうことがないように、途中できちっと検査をし、これでいいのかと、やっぱりみんなが、ああ、よかったと思えるような公共施設にしていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（川崎 尊深君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。これで、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。歳入は8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、一括して行いたいと思います。8ページ、9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 10ページ、11ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

ほかに全体での質疑ございませんか。4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） 4番、川野でございます。第2表の繰越明許費というのがありますね、5ページですけど。この中に今数えて見ますと8項目ぐらいあるわけですね、総額で。正確には頭が悪くてぱしっと言えませんが、1億を超えるんじゃないかと思うんですね、総額で。これを明許繰り越すと、次の年度に繰り越すということでございますが、その原因というのは多分、先ほど説明ありました地域住民生活等の緊急支援のための交付金というのが入ってこうなったのかどうか、お尋ねを致します。

○議長（川崎 尊深君） 総務課長、浦田伸一君。

○総務課長（浦田 伸一君） お答えを致します。

この中で今御指摘のとおり、地域住民生活等緊急支援のための交付金といたしますのが、一応5項目入っております。

まず、一番上の予約型乗り合いタクシー運行システム開発事業。2番目、地域創生総合戦略基礎調査事業、これは先ほど言いました空き家対策の調査費になります。それから、5番目のマガキ試験養殖事業。それから、7番目ですかね、プレミアムつき商品券発行事業、これは地域消費喚起型ということで、交付金の対象になっております。それから一番下のALT配置事業が、地域創生の交付金対象になっております。

○議長（川崎 尊深君） 4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） はい、ありがとうございます。ただ、今もう一つ聞きたいのが、福浦漁港漁村再生交付金事業5,100万、これが半分以上占めているんですね。これは多分当初予算かなんかで1億ぐらい上げた中で、それが5,000万円ぐらい減額されたという中で、これをまた繰り越すということですが、その理由についてお尋ねを致します。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） 議員おっしゃられたとおり、要求段階では1億ほど要求致しまして、実際5,100万の予算がついたわけですけども、この工事内容につきましては、延長30メートル、床掘りをしまして基礎の捨て石、方魂のブロックですね――を製作するように計

画を致しておりました。

当然床掘りをしますと、捨てる土場所を確保しなければいけませんので、その捨て場所について近隣を調査致しましたけれども、近隣に捨て土場所がないと。県の漁港漁場整備課と打ち合わせをしましたところ、県営の塩屋漁港、熊本市の河内町にありますけども、そこが受け入れをすると、受け入れができるということでありました。それが、受け入れの期間につきましてが、6月から8月までの3カ月間しか受け入れできない。多分ノリ養殖関係等あると思いますけれども、その時期的なものがありまして、繰り越しを致しまして、6月から8月までに床掘り等工事ができるように、通常補助金等交付決定が7月となりますので繰り越しを致しまして、事業を円滑に進めたいということで繰り越しをしております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） はい、わかりました。要するに捨て土場所がなかったということですね。この前、さきの議会でも5カ年計画で完了するということがあったので、一番心配したのはもう半分になったから無事終わるのかということだったが、その辺にもう5カ年で終わるということに対しては影響ないんですかね、全体的には。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） 当初は計画では5カ年3億ぐらいをということで予定をしておりましたけども、実際調査測量を実施致しましたところ、地盤が軟弱ということで、鋼管杭方式の防波堤になった関係で事業費のほうも若干ふえますので、一応5年を予定しておりますけども、これが7年ぐらになるかなとは予想しておりますけども、なるべく事業費を抑えながら実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川崎 尊深君） 4番、川野雄一君。

○議員（4番 川野 雄一君） かなり地元の人も期待されておりますので、5年間の説明であるならば、まだ延びるなら、その辺の説明をよくして、御理解をいただけるようにしていただければと思っております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号平成26年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5. 議案第2号 平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川崎 尊深君） 日程第5、議案第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入では、退職者医療療養給付費交付金を見込みにより減額致しております。

歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費を見込み額により減額し、諸支出金では前年度療養給付費強化交付分の返還金等を増額致しております。

歳入歳出補正総額は1,900万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,160万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7・8ページです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号平成26年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第3号 平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(川崎 尊深君) 日程第6、議案第3号平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第3号平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険基盤安定負担金を支出見込みにより減額し、歳入では、繰入金で保険基盤安定繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は、70万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,760万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川崎 尊深君) ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎 尊深君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎 尊深君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号平成26年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎 尊深君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第4号 平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(川崎 尊深君) 日程第7、議案第4号平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長(西川 裕君) 議案第4号平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

歳出では、総務費で水俣市水道使用料を見込みにより減額、簡易水道基金積立金を増額致して

おります。簡易水道事業費では、統合事業にかかわる委託費と工事費の組み替えを行っております。

歳入では、基金繰入金を減額し、平成24年度、25年度の消費税申告等による返還金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は180万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,780万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号平成26年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第5号 平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（川崎 尊深君） 日程第8、議案第5号平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第5号平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入では、介護給付費調整交付金や熊本県介護給付費負担金を交付内示により増額し、社会診療報酬支払基金介護給付費交付金を減額致しております。

歳出では、保険給付費で施設介護サービス給付費など、見込みにより増額致しております。

歳入歳出補正総額は330万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,000万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページから9ページです。6番、寺本信介君。

○議員（6番 寺本 信介君） 6番、寺本です。この補正予算については異議はございませんが、一応将来について少し見込みを尋ねてみたいと思います。たしか10年前は、私の印象では介護保険は4億7,000万ぐらいではなかったかなと思うんですけど、それを考えてみますと、これがやはり急激にふえてきているような感じがします。その辺の将来の見込み、この介護保険事業について、どういうふうに予測をされているのか、それについてちょっと尋ねてみたいと思います。（「いい、今の質問でいい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎 尊深君） 住民課長、林田三洋君。

○住民課長（林田 三洋君） 資料がないので、ちょっと正確にはお答えできるかどうかわかりませんが、5年後の平成32年には、今回詳しくは委員会で全員協議会を設けていただいて、介護については御説明差し上げる予定でございますが、現在のところ4,800円程度の月額介護保険料になってると思いますが、約900円程度今年度の6期は上がるんじゃないかというふうに想定しております。

それが32年になりますと、5年後になりますが、9,000円超えになるんじゃないかというふうに推計しております。そして37年、平成37年には団塊の世代の方が、この介護が必要になるという国のほうの推計も出しております。その際になりますと1万1,000円の介護保険料が、それ以上の介護保険料がかかるであろうというふうに町のほうでも一応推計してございます。現在のところの約倍、2倍程度の保険料になるので、当然給付費も2倍程度に37年には増加するというふうに見込んでおります。

この詳細につきましては、10日ですかね、全員協議会の場です。説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議員（6番 寺本 信介君） わかりました。

○議長（川崎 尊深君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号平成26年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。



お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9. 議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

日程第10. 議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

日程第11. 議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

日程第12. 議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第13. 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第14. 議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第15. 議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第16. 議案第13号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について

日程第17. 議案第14号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第18. 議案第15号 津奈木町減債基金条例の一部改正について

日程第19. 議案第16号 津奈木町立学校設置条例の一部改正について

日程第20. 議案第17号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について

日程第21. 議案第18号 津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について

日程第22. 議案第19号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について

日程第23. 議案第20号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第24. 議案第21号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第25. 議案第22号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

日程第26. 議案第23号 平成27年度津奈木町一般会計予算

日程第27. 議案第24号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第28. 議案第25号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第29. 議案第26号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第30. 議案第27号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第31. 議案第28号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第32. 議案第29号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第33. 議案第30号 町道路線の廃止について

日程第34. 議案第31号 町道路線の認定について

○議長（川崎 尊深君） 日程第9、議案第6号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてから、日程第34、議案第31号町道路線の認定についてまでの26議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第6号から日程第34、議案第31号までの26議案を一括議題とすることに決定しました。

---

日程第35. 発議第1号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について

○議長（川崎 尊深君） 日程第35、発議第1号津奈木町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 発議第1号津奈木町議会委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、本条例を改正するものです。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号津奈木町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第36. 陳情第1号 手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情書

○議長（川崎 尊深君） 日程第36、陳情第1号手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第1号については、会議規則第85条第2号の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

本件について、提案理由の説明を求めます。9番、野島正行君。

○議員（9番 野島 正行君） 9番、野島でございます。日程第36、陳情第1号手話言語法（仮称）制定について国への意見書提出を求める陳情書の説明を致します。よろしくお願ひします。

陳情第1号手話言語法（仮称）制定について、国への意見書提出を求める陳情書について御説明致します。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されております。平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される」と定められ、また同法22条には、国・地方公共団体に対して、陳情・保障・施策を義務づけています。

手話が言語音声と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法制度を国として実現して下さるよう要望する。よろしく御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号手話言語法（仮称）制定について、国への意見書提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。陳情第1号を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

---

### 日程第37. 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

○議長（川崎 尊深君） 日程第37、発議第2号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。9番、野島正行君。

○議員（9番 野島 正行君） 採択ありがとうございました。

日程第37、発議第2号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の説明を致します。

発議第2号の提案理由を申し上げます。手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたのであります。

しかしながら、聾学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。手話が言語音声と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話を学び、自由に手話を使える、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現して下さるよう意見書を提出するものでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本件については、意見書のとおり提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案のとおり提出することに決定しました。

ここで、平成27年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 本日ここに平成27年第1回津奈木町議会定例会が開催され、平成27年度一般会計予算を初めとする重要な諸案件の御審議をお願いすることに当たり、私の町政運営の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本年は戦後70周年を迎えますが、東アジアとの歴史認識問題がいまだ解決されておられません。国際社会でも、安倍首相が河野談話や村山談話をどのように継承するのか注目しております。私どもは改めて、国のために犠牲となられたご英霊の御霊に、尊崇の念をもって慎んで哀悼の誠をささげ、揺るぎない恒久平和をしっかりと誓ってほしいと願うばかりであります。

そのような中、中東では、イスラム過激派組織IS、いわゆる「イスラム国」による人質事件でフリージャーナリストの後藤さんと湯川さんが日本政府の救出に向けた努力もむなしく殺害されたことは、多くの国民に衝撃を与えました。このことは世界各国からも非難を浴びており、国連を初め各国で何らかの措置がなされるものと思っております。

国内では、昨年、新たに発生しました災害では、長野・岐阜両県にまたがる御嶽山が突然大噴火を起こし、死者57人、行方不明者6人の大惨事となり、多くの観光客や行楽客を巻き込んだ痛ましい事故となってしまいました。九州内におきましても、阿蘇山や桜島が頻繁に噴火しております。専門家の話では、地中のマグマが飽和状態となっており、近い将来、大噴火を起こすのではないかと心配されておりますので、人的災害とならないように日ごろの心がけが必要ではな

いかと思っております。

また、昨年8月には、広島県北部の土砂災害が発生しましたが、時間雨量121ミリの豪雨となり、死者74人、負傷者44人、家屋の全半壊297棟と、これまでにないような大災害となっております。さらに11月には、長野県北部の白馬村を震源としてマグニチュード6.7の地震が発生しておりますが、重軽傷者46人、家屋の全半壊141棟と大きい災害があったものの死者が出なかったことは不幸中の幸いであったと思っております。報道では日ごろから住民同士の話し合いや協力体制が十分できていたからだ、高い評価を受けておりました。本町でも公民館活動や自主防災組織等を通じて災害時に役立つような地域のまとまりになればと願っております。

暗い話題が多い中、本町におきましては、本年1月11日に開催されました熊日三太郎駅伝の中学生の部で津奈木中学校チームが圧倒的な強さで優勝を致しました。さらに10区間中5区間で津奈木中学校の生徒が区間賞を納めております。

続いて、1月25日に行われました郡市対抗女子駅伝でも、芦北郡の混成チームではありましたが、7名中5名が本町の選手で、特に1区の福山詩織さんは、区間賞の快挙をなし遂げております。また、昨年11月11日に行われました熊本県英語暗唱大会では、津奈木中学校2年生の寺床友佑君が2位の好成績を納めております。このように、教師と生徒が一体となって授業や部活動に取り組んでおり、その成果が成績につながってきているものと思っております。

ところで国では、人口減少と東京一極集中がこのまま続けば、地方が消滅するのではないかとの危機感から、「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法」の2法を成立させ、今後5年間にわたる国の総合戦略を閣議決定致しました。地方の自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視という5原則を掲げ、地方の雇用創出、地方への人の流れ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域間の連携を基本目標に捉え、法律化及び予算化がされております。

全国各自治体へも地域の特性を踏まえた地方版人口ビジョンと総合戦略の策定が求められておりますので、本町におきましても、近日、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ、熊本県から提供予定の人口ビジョン作成ソフトや第9期津奈木町振興計画をもとに、人口分析、産業分析を行いながら、町民、職員一丸となって総合戦略策定に向けて、邁進する所存でございます。内容につきましては、決まり次第、お示しを致したいと考えております。

また、平成27年度の国の予算案では、一般会計の総額を対前年度比0.5パーセント増の9兆6千342億円で、補正予算と合わせますと1兆000億円を超える財政支出となっております。新規国債発行額は、平成26年度に比べ4兆3,870億円減の3兆6,630億円で、年度末残高は8兆070億円と初めて8兆000億円を超える見通しとなり、借金大国は依然と変わらぬ状

況となっております。

一方、地方財政におきましては、通常収支分としまして総額8兆5千271億0千万円が計上されております。このうち、地方交付税は1兆6千754億8千万円で、対前年度比1,307億0.8パーセントの減でございます。地方財政不足は、7兆8,205億0千万円と前年度より2兆7,733億0千万円、26.2パーセント減少しており、国と地方が折半します臨時財政対策債の発行額も19.1パーセントの減となっております。

本町における国の事業としましては、南九州西回り自動車道の工事が、津奈木インターの平成27年度中の完成を目指し、着実に進行致しております。

熊本県におきましては、県議会が2月17日に開会致しましたが、平成27年度予算は、総額7,537億9,600万円で対前年度比2.7パーセントの増と最大の予算となっております。予算規模の拡大は、地方消費税率の引き上げに伴うものでございますが、増収分は、医療・介護や子育て支援の充実など国の制度に基づく社会保障関係費に充てられる見込みでございます。

また、新4カ年戦略を具体化する「幸せ実感推進枠」に165億円が充てられ、産業力強化や稼げる農業推進など「活力を創る」事業に102億円、長寿社会への対応や子育て・障害者支援の充実など「安心を実現する」事業に30億円が盛り込まれております。

本町における県の事業としましては、県道水俣田浦線で赤崎地区の橋梁上部工や福浦公民館付近の道路拡幅工事、さらに中山間総合整備事業では古中尾地区のため池工事及び排水路設計業務が予定されております。

なお、現在、第6次水俣・芦北地域振興計画を策定中でありますので、引き続き県と連携を図り地域振興につなげてまいります。

さて、本町の平成27年度予算編成においては、これまでの「住みたくなるまちづくり事業の着実な実施」に取り組むとともに、地方創生との関連を見ながら「地域産業の活性化による雇用創出と所得向上」、「人口減少対策のための定住促進、子育て教育環境の充実」、「健康寿命の増進、医療費抑制」、また「交流人口の増加による地域振興」の4項目を重点施策として編成しております。

「地域産業の活性化による雇用創出と所得向上」では、まず、平成27年、28年度の2カ年に向け町内の全域に光ブロードバンド基盤を整備し、都市部との情報格差を解消し、企業誘致を初め多様化する働く場の確保につなげたいと考えております。

また、基幹産業である果樹を中心とした生産基盤の支援や都市部でのPR販売を引き続き行うとともに、減農薬、無農薬栽培による環境配慮型農業の推進もあわせて行い、他地域との差別化による所得向上につなげてまいります。また、水産業におきましては、新たに津奈木漁協が取り組みますマガキ試験養殖事業の支援を行ってまいります。

「人口減少対策のための定住促進、子育て教育環境の充実」として、先に述べました光ブロードバンド基盤整備による、快適な生活環境を提供し、生活水準の向上による定住促進を図ります。また、さくら団地の各種補助金を初め、西迫団地の改築に向け取り壊しを行います。

なお、空き家対策につきましても、町内全域の調査を行い順次取り組んでまいりたいと考えております。

子育て環境の充実では、0歳児の入園が多い津奈木保育園の保育士を増員し、また、放課後児童クラブの対象者を小学3年生から6年生へ引き上げるとともに、中学生までの医療費無料化を引き続き実施してまいります。教育環境の充実では、昨年度から実施しております各小中学校でICT教育のさらなる充実を図るとともに、理科教育教材備品の充実や本年8月から英語指導助手ALTを1名増員し、2名体制と致します。中学校の英語授業はもちろんのこと、2020年度から小学校において英語授業・外国語活動の本格導入を見据え、いち早く小学生から英語へなれ親しむための学習機会をふやし、国際社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

「健康寿命の増進、医療費抑制」では、たっしゅか塾、見守りサロン活動、転倒骨折予防教室などの健康づくり事業を引き続き実施するとともに、特定健診の受診無料化や前立腺ガンの検査の追加、さらに国民健康保険被保険者の無料人間ドッグにおける対象年齢の拡充など、より多くの方が受診できる体制づくりを行ってまいります。

「交流人口の増加による地域振興」では、平成27年度中の南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジ開通を見据え、開館20年を過ぎました「つなぎ温泉四季彩」の浴場を主にリニューアル工事を行い、利用客のニーズに沿った施設の改修を行います。美術館においてもモノレールのオーバーホールを行うとともに、チケットのデザインを一新し、展覧会とあわせて入館者数の増員を図ります。

今回の予算編成に当たって、主要財源であります地方交付税は、出口ベースで0.8パーセント減にあわせ、合併市町村への算定方法の見直しによる影響が見込まれ、財源確保が引き続き厳しい状況にあります。自主財源の町税は1割程度であり、予算の約半分を交付税や各種交付金が占める依存財政の体質には変わりありません。

このような状況を踏まえて、これまでの行財政改革を実施してきたところでありますが、さらなる効率的・効果的な事業運営が行えるよう努めてまいります。

以上のような考え方のもとに、限られた財源で重点的かつ効率的配分に努め、質的に充実した予算になるよう予算編成に努めたつもりでございます。

それでは、平成27年度当初予算について一般会計から御説明申し上げます。

まず、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、一般管理費で、区長会経費、職員人件費、電算関係費を主に計上し、文書広報費



では、10年ぶりにホームページ改修を行うとともに、広報誌印刷費や有線放送施設の維持管理費を計上致しております。

財産管理費では、包括支援センターの社協移行に伴い、改善センター事務室増築事業を計画致しております。

企画費では、路線バス平国線の見直しに伴い、本年10月から運行開始を予定しています予約型乗り合いタクシー運行委託料や環境省の補助を受け旧赤崎小学校跡地利活用構想の計画策定費を計上致しております。

また、赤字バスの補填として地方バス運行等特別対策負担金や生活交通路線維持費負担金を計上致しております。

地域振興費では、環境省の補助を受けましてフィールドミュージアム事業を行うとともに、光ブロードバンド基盤整備事業補助金及び地域づくり団体への元気づくり補助金やふれあい祭り補助金等を計上し、町活性化の推進を図ってまいります。

美術館費では、モノレールのオーバーホールを行うとともに、3年目となり全国でも知られております赤崎水曜日郵便局事業や2年目のアーティスト・イン・レジデンスを引き続き実施してまいります。また、戦後70周年を迎えるに当たり特別企画展を開催します。

選挙執行費では、本年4月執行の県議会議員選挙及び町議会議員選挙、来年2月執行の県知事選挙の経費を計上致しております。

民生費では、社会福祉総務費で、毎年開催致します敬老会関係の諸費用や地域見守り活動経費を計上し、後期高齢者医療広域連合への負担金や特別会計への繰出金を計上。また、昨年度に引き続き非課税世帯等へ支給されます臨時福祉給付金を計上致しております。

老人福祉費では、在宅老人の福祉事業として軽度生活援助事業費、養護老人ホーム入所措置に要する扶助費など主に計上致しております。

障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づき障害者福祉サービス費などに要する扶助費を計上致しております。

児童福祉費では、本年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、保育園、幼稚園への入園につきまして、保育の必要性に応じ認定することとなり、子育て支援に関しては、町で策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき進めてまいります。

児童措置費では、津南保育園などへの措置費や子育て世帯臨時特例給付金、児童手当の扶助費を計上致しております。

衛生費では、保健衛生総務費で、14回の妊婦健康診査の実施や中学生までの医療費無料化により、子ども・子育て支援を実施してまいります。

予防費では、予防接種法に基づく定期接種のほか、インフルエンザ予防接種を実施し、医療費

抑制へとつなげてまいります。

環境衛生費では、合併処理浄化槽設置事業により35基分を計上致しております。また、クリーンエネルギー推進のため、3カ年目となります住宅用太陽光発電システム設置補助を実施してまいります。

健康増進事業費では、特定健康診査以外の総合健診や各種がん検診等を行う費用、水俣病対策事業としましては健康管理事業の費用を計上致しております。また、平国地区で実施しております「たっしゅか塾」は水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業として国の委託事業から補助事業へと移行しましたが、引き続き実施できることとなりました。さらに、耐震診断で強度不足となっています平国コミュニティセンターにかわる施設として、新たに仮称ではありますが、「平国地区周辺交流拠点センター」——長いですね、の建設を行い、地域の融和を図るとともに、高齢者の健康増進、介護予防等の福祉対策につなげてまいります。

清掃費では、主に広域行政で行いますごみ及びし尿の処理費負担金や不燃物の各種処理委託料を計上致しております。また、旧ごみ焼却場の解体費用を計上し、来年度に事務所やストックヤードの建設を予定しております。

農林水産業費では、農業振興費で、環境配慮型農業の推進を行い、地域ブランドの確立を目指します。また、新規就農者育成として青年就農給付金などを計上致しております。

園芸振興費では、家菜つなぎ隊を中心として、高齢者の生きがい対策を兼ねた野菜振興事業を引き続き実施し、また、主要作物であるデコポンの安定生産・販売に係る各種補助金を計上致しております。

農地費では、防災対策として北谷ため池に係るハザードマップを国の補助を受け作成致します。また、中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払事業により農地の適正管理と環境保全・農業集落の活性化を図ってまいります。

林業振興費では、町有林の除間伐を行う森林環境保全整備事業を実施し、民有林整備としまして、集約化間伐推進事業などの各種補助金を計上し、適切な森林整備を推進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

水産業振興費では、沿岸漁業、栽培漁業の振興を推進しながら漁業者の所得向上を図るため、関係協会、町、漁協が協力して実施します、ヒラメ、ガザミ、マダイの放流事業費を計上致しております。漁業者支援策としまして、漁船保険助成金、漁業後継者補助金を計上致しております。

漁港建設費では、福浦漁港防波堤整備事業を初め、高潮時に冠水するおそれがあります福浜漁港内の日添川護岸かさ上げ工事費を計上致しております。

商工費では、商工会及び夏祭り補助金を計上致しております。

観光費では、温泉センターの浴場を主に大規模なりニューアル工事を行い、南九州西回り自動

車道津奈木インター開通に合わせ、美術館、物産館、舞鶴城公園と一体となって交流人口の増加を図り、観光振興に努めてまいります。

土木費では、道路維持費で、道路の補修及び修繕費用を計上致しております。

道路新設改良費では、駅前線及び河原線町道改良事業を主に計上致しております。

県道路改良事業負担金は、県道水俣田浦線の赤崎橋梁上部工負担金を計上致しております。

橋梁維持費では、昨年作成しました長寿命化計画に基づき日当橋、寺前橋など4橋梁の修繕設計費を計上致しております。

住宅管理費では、町営住宅、定住促進住宅の維持管理経費のほか、災害時の避難周知のため、有線放送未設置の96世帯へ有線スピーカーを取りつけ、住民の安全確保に努めます。

住宅建設費では、西迫団地2棟の建てかえのため、解体工事費を計上致しております。

消防費では、常備消防費で、水俣・芦北広域行政事務組合消防費負担金を計上致しております。

非常備消防費では、消防団の活動に係る経費を計上し、消防施設費では、各地区に設置しています消火栓用消防ホースの更新費用を計上致しております。

災害対策費では、避難所となっています赤崎運動公園体育館、平国小学校体育館へテレビを設置するため、アンテナ配線工事費を計上し、避難者への情報提供を行ってまいります。これからも安心、安全なまちづくりのため、消防団員の確保、分団の運営、機具整備に努めてまいります。

教育費では、事務局費で、英語指導助手に係る経費やスクールバス運転手2名分の運転委託費を計上致しております。

小学校費では、支援が必要な児童へ学級支援員を配置するとともに、タブレット端末や電子黒板を利用したICT教育の推進を図ります。また、小学校では教科書改訂となりますので、その教材費を計上致しております。

中学校費では、学級支援員を1名増員し不登校傾向のある生徒や学習面、学校生活面に不安のある生徒を支援致します。また、ICT教育、理科教育教材の充実を図るとともに、英語検定試験を受検する生徒に受検費用の補助を行い、子供たちの学力向上に努めてまいります。

社会教育費では、高齢者を対象とする「あけぼの大学」を引き続き実施し、文化センター費では親子が楽しめる文化公演事業を実施致します。

公民館費では、ヨガ教室など5項目の町民講座や子供たちを対象とした体験学習の開催など、生涯学習の推進を図ってまいります。また、本年度も全地区を対象に地区公民館活動奨励補助金を交付し、地域コミュニティの推進、公民館活動の支援を図ってまいります。

保健体育費では、町民体育祭関係経費、町体育協会に対する補助金を計上し、体育施設費や海洋センター費では施設の維持管理費や海洋クラブなど青少年の健全育成のため活動費用を計上し、また、その指導者育成に係る費用もあわせて計上致しております。

なお、B & G 体育館の改修が終わりましたので、より多くの町民の方が利用していただけるよう努力してまいります。

給食費では、調理員などの人件費を初め管理運営費を計上し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、歳入について、主なものから御説明申し上げます。

町税では、町民税で個人住民税が営業所得の減少により減額計上とし、固定資産税についても、土地、家屋の評価がえの年であり評価額が減少していますので減額計上致しております。

続けます。軽自動車税では、課税台数の増加により増額計上致しております。

たばこ税については、販売本数の減少により昨年より減額で見込んでおります。

地方譲与税や各種交付金では、地方財政計画に基づき、計上致しております。

地方交付税では、地方財政計画において、前年度比 0.8 パーセントの減額となっており、合併市町村への算定方法の見直しが行われることから、これらを考慮して、13 億 7,000 万円を計上致しております。

国庫支出金では、国庫負担金で障害者福祉費や児童手当等の負担金を主に計上し、国庫補助金では社会保障・税番号制度システム整備補助金を初め、臨時福祉給付金や旧ごみ処理場解体に係る循環型社会形成推進交付金などを計上致しております。

県支出金では、県負担金で民生費県負担金を主に計上し、県補助金では平国地区周辺交流拠点センター建設に係る環境・福祉モデル地域づくり推進事業補助金や漁村再生交付金を計上致しております。

財産収入では、土地貸付料や基金利子を主に計上致しております。

繰入金では、財政調整基金、減債基金をそれぞれ増額計上し、温泉センターリニューアル工事の財源措置として町有施設整備基金を、また光ブロードバンド基盤整備事業の財源措置として地域振興基金などを主に、全体で 3 億 7,940 万円を計上致しております。

諸収入では、水俣・芦北地域振興財団福祉対策特別助成金として、胎児性水俣病患者への 24 時間介護支援事業への全額助成金を計上致しております。このほか、水俣・芦北広域行政事務組合派遣職員給与費負担金やごみ袋売りさばき代を主に計上致しております。

町債では、臨時財政対策債を初め、過疎対策事業債として光ブロードバンド基盤整備事業、道路改良事業、福浦漁港防波堤整備事業及び旧ごみ焼却場解体事業を計上致しております。

以上が、一般会計の主なものでございます。予算の総額を、歳入歳出それぞれ 31 億 8,400 万円と致しております。

次に、特別会計について、まず、国民健康保険事業特別会計から御説明申し上げます。

歳入では、国民健康保険税及び保険給付費等に対する国・県支出金、退職被保険者の療養費等

に対する療養給付費交付金、前期高齢者の療養費等の保険者間の調整として交付される前期高齢者交付金等を計上致しております。

歳出では、被保険者の医療費等に対する各保険給付費及び後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等の各保険者負担金並びに特定健康診査等に係る事業費を計上致しております。

なお、本年度も引き続き被保険者のうち40歳から70歳までの5歳単位の対象者と、新たに73歳と74歳を対象者に加え、無料人間ドック事業を実施し、疾病等の早期発見、早期治療を推進するとともに保健師などによる保健指導等を拡充し、特定健診の受診率向上を図ってまいります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,600万円と致しております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の本町が行います業務に要する予算を計上致しております。

歳入では、被保険者から徴収致します後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、保険料等を納付する後期高齢者医療広域連合納付金、被保険者の健康増進を目的とする健診事業費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,600万円と致しております。

次に、簡易水道事業特別会計について御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料のほか、簡易水道統合計画に係る簡易水道施設整備費補助金及び簡易水道統合事業債、そして一般会計繰入金を繰出し基準により計上致しております。

歳出では、各施設の維持管理に係る経費や統合計画に基づく岩城配水池建設工事及び給配水管布設がえなど統合事業工事費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,300万円と致しております。

次に、介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

平成27年度から29年度までを計画期間として、新たに策定しました津奈木町老人保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づき、介護サービスが必要な方へ適切なサービスの供給が行われるよう、給付適正化事業を実施し、介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者からの保険料、各介護保険事業に対する国、県からの支出金、支払基金からの交付金等を計上致しております。

なお、保険料は基準額を月額5,738円としております。

歳出では、各介護サービス事業等の保険給付費、介護予防事業等の地域支援事業費等を計上致しております。

なお、あけぼの苑の施設増築によるサービス区分の変更に伴い施設介護サービス給付費を増加計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,700万円と致しております。

次に、恒久対策事業特別会計について御説明申し上げます。

歳入では、維持及び事業運営基金繰入金を主に計上致しております。歳出では、人件費と施設の維持管理費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,100万円と致しております。

最後に、宅地造成事業特別会計について御説明申し上げます。

歳入では、事業収入と致しまして、2区画分の販売見込額を計上致しております。

歳出では、販売協力業者の募集を図り協力を得ながら、定住促進補助金など各種補助金を取り入れ、販売促進に努めてまいります。

また、固定資産の評価がえの年でもあり、販売価格の見直しも検討したいと思っております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,000万円と致しております。

以上が特別会計の主なものでございます。

このほか、各種議案につきましては、末尾に提案理由を記載致しておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上、平成27年度の主要施策並びに予算の概要について御説明申し上げてまいりました。本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、基本方針であります「住みたくなるまちづくり」推進のため、最善を尽くす覚悟でありますので、議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

なお、細部につきましては、議事の進行に従いまして、御質問がございましたら、私もしくは副町長あるいは担当課長が御説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。長時間、御清聴ありがとうございました。

○議長（川崎 尊深君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題としました26議案については、さきの議会運営委員会において委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって一括議題の26議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第9、議案第6号から、日程第34、議案第31号までの26議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第6号から日程第34、議案第31号までの26議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を、最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（川崎 尊深君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで会議を閉じます。  
本日は、これにて散会します。

午後0時14分散会

\_\_\_\_\_

---

平成27年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成27年 3月13日 (金曜日)

---

議事日程 (第2号)

平成27年 3月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (10名)

1番 久村 昌司君	2番 橋口知恵子君
3番 柳迫 好則君	4番 川野 雄一君
5番 上村 幸一君	6番 寺本 信介君
7番 村上 義廣君	8番 林 賢二君
11番 吉野 一君	12番 川崎 尊深君

---

欠席議員 (2名)

9番 野島 正行君	10番 本山 勝三君
-----------	------------

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西川 裕君	副町長 .....	山田 豊隆君
教育長 .....	塩山 一之君	総務課長 .....	浦田 伸一君
振興課長 .....	倉本 健一君	振興審議員 .....	新立 啓介君
振興審議員 .....	財部 大介君	住民課長 .....	林田 三洋君
住民審議員 .....	久村 庄次君	教育課長 .....	椎葉 正盛君



---

平成27年第1回定例会

一般質問通告表（平成27年3月13日（金）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	橋口知恵子	①町民体育祭について	①町民体育祭には、5月にミニバレーボールとソフトボール大会、8月に盆野球と競舟大会、10月に陸上競技大会がある。町民体育祭は、町の活気、地元愛を高揚させるイベントだと思う。町民体育祭のねらいは何か。また、これからの町民体育祭をどのように運営していくのか。 広報つなぎ3月号によると、町の人口が五千人を割っている。益々少子高齢化が進んでおり、これまでも特に陸上競技大会では競技種目によって選手を出せず、棄権せざるを得ない地区が見られる。現在のプログラムはどのようにして決めているのか。 今後は、陸上競技大会の種目の見直しや変更を行うべきではないか。	町長 及び 担当課長
		②役場嘱託職員の雇用年齢制限拡大について	①現在の役場職員の人員は、正職員65名、嘱託職員49名となっている。各部署での嘱託職員の雇用人員はそれぞれ何名か。また、嘱託職員の退職年齢の制限は何歳になっているのか。何故、その年齢に規定しているのか。 退職年齢の上限を引き上げてほしいが如何か。	町長 及び 担当課長
		③子育て支援の強化について	①町には、ひとり親家庭の母子家庭、父子家庭はそれぞれ何世帯か。 また、母子、父子家庭の平均年収はどの程度か。	町長 及び 担当課長

			<p>②京都府伊根町では、人口減に歯止めをかける対策として、義務教育の学校給食費、修学旅行費、学校副教材費などを無料にして子育て支援の思い切った施策が行われている。</p> <p>国も人口減対策は重視し始めており、町としても子育て支援対策を強化すべきだと思う。具体的に考えている施策はあるのか。</p> <p>また、京都府伊根町の施策を参考に取り入れることはできないか。</p>	町及担当課 長び長
2	久村 昌司	①四季彩大規模改修について	①開館20年を過ぎ、老朽化などで四季彩リニューアル大規模改修が本年度行われるが、工事内容の説明を伺いたい。	町及担当課 長び長
			②工事期間中の従業員の雇用は、どのように考えておられるのか。	町及担当課 長び長
		②津奈木インター開通に向けた観光振興について	①平成28年3月津奈木インター開通に向けて、美術館、物産館、舞鶴城公園と一体となって交流人口の増加を図り観光振興に努めたいと言っておられるが、四季彩駐車場周辺整備など、どのように考えておられるのか。	町及担当課 長び長
			②加工場移転や、トイレの増設は考えておられないのか。	町及担当課 長び長
		③定住促進補助金について	①現在、定住促進関係に補助金が出ているのはさくら団地のみであるが、民間の宅地販売にも補助は広げられないのか。	町及担当課 長び長
④夏祭り補助金について	①昨年の夏祭り反省会の決算報告で、本年度は繰越金もほとんど残らないのではないかとということになり、本年度の予算申請で金額を上げてあったと思うが、例年通りの予算であるのはなぜか。	町及担当課 長び長		

午前10時00分開議

○議長（川崎 尊深君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、これから本日の会議を開きます。

ここで皆様方に、9番、野島正行君と10番、本山勝三君が、いずれも病気治療のため欠席届が出されておりますので、御報告を致しておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（川崎 尊深君） 日程第1、一般質問を行います。

2名の方から、質問、通告を受けております。1名につき、質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式と致します。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願いを致しておきます。また、執行部におかれましても、明快かつ簡潔な答弁をお願いを致します。

それでは、本日の質問順番をお知らせします。1番、橋口知恵子君、2番、久村昌司君。

まず最初に、2番、橋口知恵子君の質問を許します。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） おはようございます。2番、日本共産党、橋口知恵子です。

議長長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおり、順次、質問致します。町長、担当課長の明確で前進ある答弁をよろしくお願い致します。

ことは太平洋戦争が終わって70周年の節目の年になりました。戦争と平和の問題とともに、地球的規模の大災害が多発し、国民の中に、災害、暮らし、将来への不安が広がっています。

3月10日は、アジア太平洋戦争末期の東京大空襲から70年目になりました。10日未明、米軍B29爆撃機約300機が投下した大量の焼夷弾で、東京の下町一帯は火の海にされ、約10万人の命が奪われました。米軍の民間地域への無差別空襲は東京だけでなく、全国の都市などを焼き払い、甚大な犠牲を生みました。被害者遺族がつらい体験を語り続けるのは、戦争の惨禍を繰り返してはならないというゆるぎない決意があるからです。

戦後生まれの私たちは戦争を知りません。でも、命の尊さは知っています。今、安倍首相は、アメリカと一緒に戦争をする国づくりを進めようとしています。集団的自衛権の行使、憲法9条の改悪は、どうしてもやめさせなければならないと思っています。

3月11日は、東日本大震災から4年となりました。4年が経過した今でも23万人もの被災者が、仮設住宅などで不自由な避難生活を強いられ、震災関連死が3,194人に上っています。また、原発事故は終息どころか汚染水が流出していたことが明らかになり、このことを東電が1年近くにわたって隠し続け、原子力規制委員会も何の対策も取っていなかったことに、漁民、

県民の大きな怒りが巻き起こっています。

今日でも12万人が県内外に避難されています。また、子供の甲状腺検診では異常が発生しています。

安倍首相はそういうことをかえりみず、反省もせずにながれ何があっても原発再稼働をすべきと暴走していることは、断じて許せません。二度と戦争をしない、させない、原発事故を起こさないために再稼働させない、命の尊さを再認識して、子供たちに平和で安全な未来を引き継ぎたいという思いで質問に入ります。

それでは、1番、町民体育祭について。

町民体育祭は、5月にミニバレーボールとソフトボール大会、8月に盆野球と競舟大会、10月に陸上競技大会が行われます。町民体育祭は、町の活気、そして地元愛を高揚させるイベントだと思います。

町民体育祭のねらいはどんなことでしょうか。また、これらの町民体育祭をどのように運営していこうと思っておられるのか、お答えください。

広報つなぎ3月号によりますと、町の人口が5,000人を割りました。正確には4,995人です。ますます少子高齢化が進んでおり、これまでも、特に陸上競技大会では競技種目によって選手を出せず、棄権せざるを得ない地区が見られます。現在のプログラムはどのようにして決めておられるのか、お答えください。また、今後は、陸上競技大会の種目の見直しや変更を行うべきだと考えますがいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（川崎 尊深君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

町民体育祭は、町民の交流機会として親しみを深め、町民の体力向上と健康づくりを主たるねらいとして、このねらいのもと、さまざまなスポーツ活動を通して、町が活気づき、津奈木町に住んでいてよかったと思ってもらうことをねらいとしております。

以上のようなことから、現在の町民体育祭を継続していくことが基本となりますけれども、人口が減少し、地区によっては大会に参加する人がいない地区もあります。

今のところ、種目によっては選手に余裕があるほかの地区から、野球や競舟につきましては、特に本町出身で町外へ転出した人、または、その配偶者、子供までも参加できるようにしております。

そのほかに検討しなければいけないということはありませんけれども、開催時期の問題がちょっとあります。お盆中の3日間をまるまる町民体育祭に充てるということには、日程に無理があるという声もあります。伝統を守っていくということを考えつつ、今後、研究してみたいと思います。

それから、プログラムにつきましては、前年度の内容を継承していきますけれども、年度初めに体育協会の理事会において、種目ごとの要綱を協議決定する際に、前年度大会の反省を含め、陸上競技の種目等につきましては、検証することにしております。

年に4回行う体協理事会の中で、競技内容や種目について逐次検討し、改善や変更が必要とされるものについては、ここで決定をしております。決定した内容につきましては、体育部長会で説明をしております。

ちなみに、平成26年度につきましては台風のために中止となりましたけれども、種目変更1件、それから、年齢区分の変更を3件行っております。

小学生リレーや中学生リレーにつきましては、地区によっては対象年齢の子供がいないところもありますので、大会前に行われます体育部長会において、子供が多い地区から借りたり、地区出身者の子供や孫を走らせてよいか協議をしております。その中で、体育部長全員合意の上で、申し合わせ事項として決定をしております。

徒競走につきましては、郡体や県体の参考とするために、年齢別で行っておりますけれども、その他の競技につきましては、できるだけ多くの方に参加していただけるように種目の検討を行い、高齢者の方も参加できるように、福祉スポーツ大会で行われるような競技も取り入れております。

今後も検討が必要な場合は、随時、体育部長会や体育協会、理事会で協議を行い、対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） はい、わかりました。

今回ですね、なぜこのことをしたかということに対して、やはり町民体育祭というのは祭りという字がついていますので、町民の子供から年配まで、みんなが楽しめるものでなければならぬと思います。

しかし、最近の陸上競技大会というのは、平成26年度はちょっと天候不良でなかったんですが、このプログラムを見てもみますと、先ほど小学生リレーのことで言われていましたので、そこをもうちょっと説明したいと思います。

小学生、中学生リレーでは、一般の年齢区分の徒走は27種目中12種目あります。まず、リレーではですね、特に小学生の少ない地区、今回からほかの地区からお手伝いをしてもらうということになったのかわかりませんが、これまでは、なかなか子供がいないということで、特に、小学生の少ない地区ていうのをちょっと調べてみました。倉谷が3名、内野3名、川内3名、小津奈木3名、水俣小津奈木が2名、平国上と辻は0名。中学生で少ない地区ていうのは、古川が

3名、大泊が2名、内野が2名、川内が2名、福浦が2名、津奈木、小津奈木は0名となっています。

この人数では、なかなかですね、リレーなんてできないんですね。小学生リレーは男女各4人ってなっていましたので、余計に人数が不足して出れないということがありました。この時点で、やはり種目ごとの得点制になっていましたので、その地区の得点がなかったんですね。ということで、不公平を生じるんじゃないかと思っていました。

今回、そういうことでされたということで、お手伝いが受けれる状況でしたら、その地区の点数が、これでは出場地区には参加5点ってありますので、それが入るといってよかったですと思います。

あと、また、年齢区分の徒走というのは、きっと県体の種目に合わせてあるのだと思うんですが、各地区の選手選びで苦労されているのがですね、適用年齢がないということと、いなかったら上の年齢から繰り下げなきゃいけないということで、ここでもいないというのがあって、なかなか決められてないということでした。

水俣市のプログラムを一応見てみますと、一般男子100メートルは、高校生以上が1名、そして、女子一般は80メートルでなくて60メートルと短く、高校生以上が1名だけの人数になっています。あと、各年齢区分はありません。

あと、そして、この水俣市は、昨年から種目の見直しを行われて、リニューアルを行われました。市の体育関係者の方に、なぜリニューアルされたのかということをお尋ねしましたら、やはり市民体育祭で、祭りなので競技会ではない。そのために、競技性の高いものを減らして、市民の皆さんが参加しやすいものにしましたということでした。私も、競技性よりも町民が楽しく参加できるものにしたいほうが有意義だと考えています。

あと、見直す上でですね、参考になるものとして、福祉の運動会がありますね。それは、やはり年齢に合ったものであって、和気あいあいとして、スピードも一応関係はしているんですけども、そのときはスピードなんて関係なし。もう、自分のペースで参加されて、皆さん笑顔いっぱいとても楽しそうなんですね。

参加することが苦にならないということは、体にはいいし、精神的にもよいレクリエーションだと思っています。

3年間で評議委員の方、先ほど、体育委員の方の話を聞かれたということなんですけど、やはり3年前からもですね、評議委員も選手を決めるのに大変だという話があって、地区を合併できないとかいう意見が出ています。しかし、一方には改善ができないということで、各地区の状況をわかっておられる体育部長さんがですね、意見をされていますので、いろいろと検討していただけないかと思うんですが、この年代の徒走をもう少し改善していただけたら、また出

る人もいいんじゃないかと思います。

あと、陸上也やっている人はいんですね。だけども、なかなか、その運動会だけに出るという人は、肉離れを起こしたりとか、事故のもとになりますので、これを改善できないかお答えください。

○議長（川崎 尊深君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 先ほども申しましたけれども、体育部長会、あるいは体育協会の理事会あたりで、そのあたりは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） わかりました。本当に地区の人口が減ってきているというのがありますので、体育委員とかなんかの、あと実行委員会みたいな感じで作ってもらって、それをいろんな話し合いをして、みんなが楽しく出れるような大会にしていきたいと思います。そのあと、検討をお願いします。

じゃ、2番の質問に入ります。役場嘱託職員の雇用年齢制限拡大についてです。

現在の役場職員の人数は、正職員65名、嘱託職員が49名となっています。各部署での嘱託職員の雇用人員はそれぞれ何名なのか、また、嘱託職員の退職年齢の制限は何歳になっているのか。その年齢を規制されているのはどういうわけなのか。退職年齢の上限を引き上げてほしいと思いますがいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（川崎 尊深君） 総務課長、浦田伸一君。

○総務課長（浦田 伸一君） お答えを致します。

まず、嘱託職員の雇用状況ですけども、詳細に述べたいと思います。まず、議会事務局が1名、総務課1名、住民課6名、放課後児童クラブが3名、ごみ収集に3名、振興課の登記事務が1名、美術館に1名、教育課では、学校に3名、給食センターが7名、文化センター2名、幼稚園2名、保育園、これは合計で19名になります。トータルの49名になっております。

それから、退職年齢の制限ですけども、嘱託員は単年度ごとに採用しているため、退職年齢はございません。ただし、採用年齢は国からも指導がっておりますので、上限として60歳をめぐりに制限しております。一般職も60歳で定年となりますので、同年齢まで引き上げたことになると思っております。

職種によっては、60歳以上の方をお願いする場合もございます。原則60歳以上に関しましては、一般職の再任用も同様でございますが、職員採用が1年に約1人の採用でございますので、再任用制度を適用しますと若い人が働く場所がなくなりますので、60歳以上は対象としておりません。

もし、採用の申し込みもなく職員不足になりますと、当然、採用年齢も上がってくる可能性が



あると思っております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） ありがとうございます。

まず、本当にこの正職員に比べて嘱託職員の多さにまずはびっくりしたんですね。国は正規をふやすのではなくって、非正規や派遣で人員を補うことを拡大してきました。それで、その結果、所得が減って結婚はできない、子供もふえない、人口が減少していくという現状になってしまったと思います。

公務員の職場でさえもですね、半分近くを占めている現状は、ちょっと考えられないという思いです。ですので、できれば嘱託職員を正職員にすることを考えるべきだと、ここでちょっと思いますので検討をお願いします。

さてですけど、町の業務はこの嘱託職員の方にかかっていると言ってもいいのではないかと思いますね。そういう中で、定年の対象年齢というのが、ことしはまだ58歳、それから、60歳になったということで、本当に喜ばしいことです。これは、西川町長の配慮の賜物だと思っております。ありがとうございます。

しかし、残念ながらですが、現実を考えたら、もうあと一声、決断がほしかったと思います。というのは、年金が受けることができるのは65歳からなんですね。この65歳まで引き上げてほしかったなと思います。

あと、正職員は60歳で定年するときに十分な退職金をもらえると思うんです。しかし、嘱託職員は退職金はありませんので、年金をもらうまでにやっぱり生活が大変なんですね。ですので、65歳を希望します。

既に芦北町では、平成18年4月から65歳までになっています。嘱託職員からはですね、働きがいがあるとか、安心して生活できると言われています。

西川町長、現実を考慮して、ちょっと65歳まで引き上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 正規職員につきましては定数条例がございますし、当然、この規制の中でやらないといけない。しかし、だんだん地方分権になりまして、だんだん県からいわゆる地方自治体に、市町村に事務移譲がなされて、非常に今、職員は厳しい状況で働かされております。

そういった中で、自分たちの能力を発揮できて協力できる組織体はどうかということで、役場職員のほうに考えさせていただいて、今、係長制度を廃止しまして、班制度でグループ制にしております。そのために何とかこなしておりますけれども、それでも、なおかつやっぱり季節的に

は人が足りない。そういう状況下では、どうしても嘱託職員を雇わざるを得ない状況下であります。

前は、55歳という年齢を切っていたんですが、やはりだんだん高齢化率が高くなって、募集しても来ないというのもございます。そういう点でも、高齢化雇用というのもございますし、いろんな働く種類、それによっては、60歳を超えてお願いをせざるを得ないような、今の雇用形態でございます。

役場職員自身は、一応、60歳までで正規職員と同じように退職はしていただきますけども、給食センターでございますとか、あるいは、例えば、幼稚園、保育園の保育士さんでありますとか、そういう方には、やっぱり特殊性からいって働いていただく場合もございますし、また、これは外郭でございますが、温泉センターあたりのいろいろな夜の接待、宴会があるときにお茶碗を運んでいったり、あるいは風呂の掃除をしたりというのは、今、ほとんど70歳近くまで働いておられます。

職種によるかと思えますけれども、一応、そういったことも勘案しながら、ただ、やはり若い人の雇用というものをどうやってこの町に入れていくかが一番、もちろん少子対策にもなりますし、働く場所の創設ということになりますと、どうしても若い人になるべくなら働いていただきたいというふうに考えております。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 年齢を60歳超えても、やはり職種によって雇用されているということで、本当にそれはすごくいいことなんですね。

あと、若い人が働く場がやっぱりなくなるというのがありますけども、やはり、ずっと人員っていうのは回ってきますよね。退職すればその分空くので、新しい人が正職で入れるというのはありますので、そういうところで、必ず若い人が働ける場がないというのはちょっとないんだと思いますけど、嘱託の形でも、若い人が入ってくれば、それでもいいことなんです。

今のところ、いないということなんですけど、やっぱり若い人がいないということで、60歳過ぎてでも働かなきゃいけない状況になっていきますので、だから、それで私のほうは、町長が言ってくれました60歳を超えても職種に関係しながら働いてもらうということでしたので、それで、ちょっと一安心しました。

職員の方もやはり58歳で切られたらどうしようとかですね、やっぱりそれがあつたんです。でも、まだ元気なので働きたいというのがありましたので、そういうところをやはり重視してもらって、60歳以上で働けるようにしていただけたらうれしいと思います。

じゃ、3番目の質問に入ります。子育て支援の強化について質問致します。

厚生労働省は、4月から、教育面を中心としたひとり親家庭への支援を強化する方針を決めま

した。高校卒業資格の取得などを目指すシングルマザーらの学び直しを重視し、講座受講のための費用を補助するという制度です。

これに、子供の貧困対策大綱を反映し、親が貧しいと子供も貧しくなりがちな貧困の連鎖を断ち切ることを目指したいと言っています。

厚労省によると、ひとり親家庭は、11年度調査で母子家庭が約124万世帯、父子家庭が約22万世帯。就労による平均年収は父子家庭の父親は360万円で、母子家庭の母親は181万円にとどまっているということでした。

高校卒業までの学歴が得られることはよいことです。しかし、それで、どこまで労働条件がよくなるのか、また、転職の可能性が広がったりするのかわかりません。それ以外にも重要な支援を強化することは、私は重要だと考えます。

1番、町には、ひとり親家庭の母子家庭、父子家庭はそれぞれ何世帯でしょうか。また、母子家庭、父子家庭の平均年収はどの程度でしょうか、お尋ねします。

○議長（川崎 尊深君） 住民課長、林田三洋君。

○住民課長（林田 三洋君） お答え致します。

本町のひとり親家庭の件数、世帯数ですけど、父子家庭が12世帯、母子家庭が65世帯、合計の77世帯になっております。

平均収入につきましては、件数が少ないこともございまして、実数は申し上げられません。

ですが、先ほど橋口議員のほうからおっしゃいましたとおり、国のアンケートでは父子家庭が約22万世帯全国にあるということで、平均収入が360万円、母子家庭が約124万件あるということで、平均収入が181万円とおっしゃいましたけど、本町の場合、離職中の方がかなり多いということから、国の平均よりかなり低い数字となっています。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） やはり、この津奈木町のひとり親家庭というのは、津奈木の全世帯で比べると77世帯というのは、本当に多いと思うんです。年間収入も国の平均よりもちょっと低いということと、これというのは本当に深刻だと思うんですよ。

学び直しの対象者がおられるのかは、ちょっと明確ではないんですけど、行政は、ひとり親家庭に対して、本当に学び直しができるように周知徹底してもらうようにお願いします。

問題なのは、高校、大学卒業の学歴があるにしても所得が低いということなんです。要保護、準要保護世帯は、さまざまな援助費が受けられますけど、所得がわずかに要保護と準要保護にすれすれの時点のところというのは、それで援助が受けられなかったりするんですね。

その境にいるひとり親家庭というのは、ちょっとどうすればいいのかと思うんですけど、町

長、ちょっとこの辺を、境で引っかからない人に対して。

○議長（川崎 尊深君） 住民課長、林田三洋君。

○住民課長（林田 三洋君） 追加して、ちょっとお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、子供の貧困対策大綱というのが昨年できましたけど、その中で、この学び直しには検討されて、27年度から行うことになっています。

おっしゃるとおり、旧大検、高校卒業程度の認定試験を受けるための講座の受講費用の補助制度、これは新たに始まるということです。内容的には、その受講に対しての最大6割、上限15万円を補助してですね、このために、国の予算としては2億3,000万円程度を今回計上しているということです。

ひとり親家庭の割合、国のアンケート調査では13.8パーセントの人が、大体、最終学歴が中学を卒業した程度の最終学歴ということですので、津奈木の77件に引き直しますと10件程度は、そのパーセンテージでは応答しているかなというふうに考えております。

この制度は、まだ、完全に確定しておりませんですね、来年度の4月、ことしの4月は国から要綱がまいて、この新規制度がスタートするというふうに考えておりますが、多分、県の福祉事務所が中心となって、窓口は市町村ということで、市町村で申請して、福祉事務所経由で補助の申請を行うということになるかと思えます。

おっしゃるとおり、所得の段階もそうなんですけど、このひとり親に関しては平均収入が低いということで、これからも、どんどん国のほうからも支援が入ってくるとは思うんですが、町としましても、今後、例えば、保育料の軽減だったり、そういったのも前向きにちょっと検討して、子ども・子育て会議がありますので、その中で検討しながら、その対応に追われて、新しい27年度には、それを勘案した保育料の算定とかができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） おっしゃるとおり、非常に低所得者の方の中で、いわゆる憲法上、文化的最低な生活を送る権利を有するというのがあります。その中で、生活保護というのがあるんですが、そこよりも低い家庭というのが、一番これは厳しいんです。そっちの生活保護にも採択要件がいろいろあるものですから、適合しない。しかし、非常に収入は少ない。

また、憲法上でも、国民は仕事をする義務を負うとか、権利を有するとか、そういうのがあるんで、しかし、自分は働きたくても働けないというところもありますよね。

その辺をどういうふうにしていくのか。これは、福祉対策とか、そういうのにかかわってくると思うんですが、ただ、父子家庭、母子家庭についての非課税世帯あたりについても、親はそうであっても、子供さん方にはいろんな上の学校に進学できるような、そういった制度、そういう

のが用意されておりました、うちでももちろん就学のときの基金を持っておりました、それを貸し付けるといふうな、20年償還だったかな、今、枠は約6,000万円か7,000万円、持っております。

もちろん、国も県もそういう制度がありますので、そういうのを利用して、親の所得格差によって学力格差が生まれる社会はやっぱり好ましくない。やはり努力する人は、ある程度自分の家庭がそういう低所得であっても進学できる、そういう世の中にやっぱりなってほしい。そのためのそういう制度あたりは用意しなきゃいけないだろうと。今現在、だいぶ充実はしてきていると思います。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 先ほど住民課長のほうから話がありましたが、やはり低所得者の非課税のところには、ひとり親家庭の場合に保育料を無償にするとか、そういう考えがあるということでしたけど、これは、国が決めたものに入っておるんですね。だから、それをやるだけであって、町ではどういうことをするのかというのは、ちょっと疑問なんですけど。

やはり、進学にするにしても、奨学金ですよ。町の奨学金を借りたとしても、やっぱり返さなきゃいけないじゃないですか。そのために、あれは保証人が要ります。保証人が要ったときに、親が低所得者とかだったら借りれるのかどうかわかりませんが、借りるのは借りる。けども返すときには大変だということで、そういうところもやっぱり考えなきゃいけないかなってこれは思います。

あと、ひとり親家庭っていうのは、本当に勉強をしたくてもできない、仕事をして、子供は結局保育所に行って、仕事をしていて帰ってきてても勉強しなきゃいけないとなれば、子供との接触時間も少ないですし、そしてあと、私も母子家庭でしたから、仕事だけに必死になって子供との接触もなかなかなくて、じいちゃん、ばあちゃんたちが一緒に住んでくれてたら一緒に見てもらえるんですけどもですね、やっぱり核家族で、母子家庭で、子供と母親だったら、なかなかそれも難しい。だから、本当に私も子供にはすごくつらい思いをさせたなて思っています。

そこをどうしろっていうのは、町のほうではわからないんですが、やはり所得っていうのは、先ほど言われました、もう本当にぎりぎりのところの生活をされていますので、そういう人たちにどういうことを支援したらいいのかということで、今度の、この次の2番のほうで、子育て支援のほうでいきたいと思いますので、質問します。

あと、先ほど、申請の場合に窓口申請と言われましたね。窓口申請になったら、やはりそれを知らない人もいますよね。そういうのがあるということを知らない人もいますので、やはりひとり親家庭のほうには全部通知をやるのか、こういうことが始まりますよということをやってもらったら、そういうのがあるのかということで来れると思いますので、そういうところの周知

徹底というのをお願いします。

じゃ、2番のほうに入らせていただきます。

読売新聞2月27日付に、京都府伊根町の記事が掲載されました。伊根町では、人口減に歯どめをかける対策として、義務教育の学校給食費、修学旅行費、学校副教材費などを無償化にして、子育て支援の思い切った施策を行っています。

国も人口減対策を重視し始めており、町としても子育て支援対策を強化すべきだと思います。具体的に考えておられる施策がありましたらお願いします。また、京都府伊根町の施策を参考に取り入れることはできないでしょうか。お尋ねします。

○議長（川崎 尊深君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 橋口議員の子育て支援の強化についてのうち、義務教育の部分につきまして、お答えをしたいと思います。

橋口議員は読売新聞というふうに言われましたけど、私はインターネットでちょっと見まして、京都市伊根町の義務教育に関する状況を見ました。

大まかな内容で言いますと、平成25年度1月31日現在、伊根町の人口は2,437人ということでした。津奈木町の大体2分の1弱です。現在。それから、小学生が70人、中学生が55人で、津奈木町では、ちょっと比較の年度が出ていないのでおかしいですけども、26年当初、小学生が237人、中学生が153人の児童生徒の合計人数で、津奈木町のおよそ3分の1という数です。

それで、子育て世帯に移り住んでもらいたい、少子化に歯どめをかける対策として、町内3つの小中学校に通う児童や生徒を対象に、給食費や教材費など、学校側に支払う経費を来年度から原則無料にするというような話でした。

無料になる経費には、修学旅行の積立金も含まれていますということですが、学校指定の体育着や文具の購入費は家庭の負担になるというふうなことでした。

町は、来年度の当初予算に必要な経費として720万円を盛り込んで4月からスタートすると、そういった内容でございました。

このニュースでは、町内の3つの小中学校というふうに述べられておりましたので、24年までは確か4校ぐらいあったと思うんですが、その間に、1校どこかに統廃合されているんじゃないかなと思います。

議員の考えでは、要保護、準要保護の家庭への補助とは別に、全ての児童生徒の義務教育にかかる経費を無料化できないかということだとは思いますが、伊根町でも学校指定の体操着や文具については家庭負担と言っていますので、全ての義務教育にかかる費用が無料というわけではないというふうに思います。

伊根町の事例は、総務省も全国では珍しい事例だと言っていますので、本町の現状を踏まえて、教育委員会関係の話を致します。

まず、伊根町の要保護、準要保護の児童生徒への補助金についてはよくわかりませんが、本町の要保護児童生徒と準要保護児童生徒に対する補助金について、まず申し上げますと、これはもう議員も知っておられると思いますが、修学旅行では、要保護児童生徒では小学校2万1,190円、中学校5万7,290円を補助しています。これは上限ということですね。準要保護児童生徒も同額の補助です。これらの額は実費を満たしております。

給食費は、小学校4万6,200円、中学校5万5,000円で、準要保護も同額で、実費をほぼ満たしています。

教材市を含む学用品費では、小学校1万1,420円、中学校2万2,320円で、準要保護も同額で、副教材のみを実費の合計で見ますと満たしております。

教育委員会としては、学校に対し、副教材については家計の負担をできるだけ軽減するために、十分内容を吟味して、必要なものを選択し、金銭的な負担を最小限にするようにというふうに指導は以前からしております。

一方、授業を効率的、効果的に行い、児童生徒の学習の定着や学力向上を図るために、学年ごとに学習を補足するための資料集や学習内容を定着させるためのドリル集等を必要と致します。

この分をどの児童生徒にも無料にということですが、できるだけ経済的に負担をなくすことについては、先ほど申しましたように学校に指示しておりますが、この分を全て無料にということについては、町の財政とのかかわりがございますので、財政的な面の判断が必要ですので、即答できませんが、先日、議員の皆さんと町長と津奈木中学校の授業を参観していただいたというふうに思いますが、本町は他市町に先んじる形でICT教育に現在力を入れるために、タブレットPCや電子黒板、実物投影機等の最新教育機器の整備に多額の予算を投じております。

また、英語に関しては、本年8月からALTを2人体制にするとともに、中学生全員に英語検定1回分の受験分を予算化しております。

学校の校地校舎の環境も中学校の体育館の新築をはじめ、数年をかけて整備しました。このような対応に予算をかけて、保護者の皆様方の学校教育への期待に応え、知徳体のバランスのとれた児童生徒を育てること、学力の向上を図ること、心豊かで心身ともに健康な児童生徒を育成することで、現状、副教材を無料にしておりますが、その分を教育の主の向上を図るということで、子育て支援ができていないのではないかというふうに考えております。

教育委員会としましては、副教材に関しては、先ほどから申しておりますように、できるだけ保護者に負担をかけないよう教材を厳選し、費用を抑えるように努めるよう、重ねて学校の指導致します。

なお、給食費については、以前に議員の質問に町長が答弁されたとおりです。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 本当、教育長がインターネットを使って言われたということで、ちょっと私のほうも補足をしたいと思います。

過疎、高齢化が進む伊根町の人口というのは、1950年代に7,600人いて、人口がことし1月で約2,300人に減ったということでした。現在、小学校2校と中学校1校があります。児童生徒数は、津奈木よりかはだいぶ少ないんですけど、合計99人。

町が全額負担の方針を決めたというのは、給食費が計440万円、小学6年生と中学2年生の修学旅行費、それが計約160万円。あと、理科の実験器具やテスト用紙などの教材費が計約100万円ということで、保護者負担が、年に6万円から14万円軽減されるそうです。

津奈木町の現在の給食費というのは、小学校が4,200円、中学校が5,000円、保護者負担額総額、全部の額、それを児童数全部合わせて175万1,200円になります。

あと、修学旅行費ですけども、これはやはり伊根町と同じで、小学校6年生と中学2年生がいきます。小学校6年生が1人2万1,780円、中学2年生が1人5万円で、これを合わせると、総額で297万7,640円になっています。

副教材費は、学年によってちょっと違うということでしたので、正確な金額は出ませんが、小学校の保護者のほうに聞いたところ、月に1,000円前後かなって言われていました。

津奈木町の総合計金額というのが472万8,840円プラス副教材費ってなりますけども、これで、合わせて約750万円ぐらいになるんじゃないかと思っています。

伊根町は、700万円の予算を立てて子育て世代の負担を軽減して、これはもう定住促進につなげようとしているんです。

ちなみに、子育て医療費助成制度というのは、高校生卒業まで医療費無料です。

予算を考えても、人数の少ない伊根町の2,300人、津奈木の4,995人で、ちょっと半分ぐらいしかありませんけど、予算を考えても、津奈木でも取り入れることができると思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 私も伊根町には1回行ったことがございます。これは、NHKの朝ドラで撮影場所になったところで、下に船を入れて、上が、2階、3階が居住地というところなんですけど、以前はうちよりも人口が多かったような気が致します。ここ急激に、京都から大して遠くないところなんですけど、ただ、日本海側にありまして、非常に漁港に恵まれた、伝統的な建築物があるところです。



非常に高齢化が進んでおりまして、交通のちょっと不便なところなんですけど、近くに天橋立もございますし、いろんな格好で、伊根町には、観光客は今、ある程度は来ておるような状況です。

ただ、やっぱり定住して子供を育てるかというとなかなか生まれない。ということで、人口減少が激しい。内の倍ぐらいの面積で、2,300人ということですから、うちは34平方キロで約5,000と。非常に人口減少関係では、うちのほうがそんなには減っていないんですが、しかし、いずれにしましても、津奈木も、やはり平国小学校を統合しなきゃいけない状況になりましたし、同じような緩やかではありますけども、同じような過疎の経緯をたどっている。

そこで、子育て支援、これは恐らく消費税が来年10月から10パーセントになるんですかね。その中でも、子育て支援という格好で、いろんな政府の支援策は出てくるとは思いますけども、ただ、問題なのは、お金持ちもお金持ちでない方も一緒な格好で補助するというのはいかなものかなと。例えば、どうしてもぎりぎりのところの方、先ほどもずっと関連してますけども、低所得者関係についてはどうするとか、それとやっぱり、例えば、老人ホームでも自分が食べるもの、食事は自己負担なんです。全額はありません。

そういった点では、前もお答えしたかと思いますが、一応、将来はわかりませんが、現状ではこのままの状態でまいるたいとお答えをしていると思いますので、そういうふうにしたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） お金の多い人も少ない人も一緒に、多い人の分を払うというものはおかしいのかなんかという、それは、ちょっと所得税に合わせて、税金を払っているんですよ。違いますかね。所得の多い人は所得の多いなりに町民税もちゃんと払っています。なので、それをそうやって分けるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。

私が言っている子育て支援の強化をいうっていうのは、ひとり親家庭でも、一般家庭でも、安心して子育てができるということ、そして、全国的に人口が減少している自治体がふえている中で、若者が町外に出ていかない。また帰ってきてもらう。町外からも来てもらうなど、定住促進につなげることも目的なんです。

それを実現するためには、ほかの自治体よりも魅力あることを行わないと、関心を向けてもらえないんです。

大胆のことを行うところがちょっとありました。皆さん、御存じだと思うんですけど、伊佐市の大口高校が、一定レベル以上の大学に合格した大口高校卒業生に奨励金を交付するということでした。東大、九州大学に合格すれば100万円。町長笑っていますけど、そして、ほかには、そのほかの大学でも一定レベルだったら30万円っていうのが、これ、本当にすごいと思うんです。

これは何でしたかということに対しては、本当に今、子供が減ってきているので、子供を集めようという気もあるんだと思うんですけど、やっぱりほかではしていないことをしているという事で、ええって、すごいつて、大口高校に行ってみたいという気持ちになられた方もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。

やはり、子育て支援の強化をやるならば、まだ、やるという返答はありませんけど、ほかの自治体よりも先にやらないと、この魅力はないんです。

最後にお尋ねします。子育て支援を強化することは重要であります。今回、伊根町の件を言いましたけど、これを検討していただけるかどうか、お答えください。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 橋口議員、共産党さんだから、東大に100万円、熊大一流には30万円、奨学金を出すんですか。補助金を出すんですか。さっきはちょっと聞こえんやった。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） これをやろうと今回しているのは、伊佐市の大口高校です。

だから、やっぱり、なぜそうなったかというのには、やはり子供を集めるというのと、あと、学力の高い人を育てるとというのが目的なんです。

そういう目玉は、町長は目玉、すかんですから、やはりそういう魅力あること、関心があることをしてほしいと言っています。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） これもまたおかしいですよ。そういうことをやるというのは。

東大だったら100万円で、一流だったら30万円だって、私から言わせれば、それこそ区別、差別、はなはだしい。それはやっぱりいかん。

やっぱり私が思うのは、さっき言ったのは、あくまでも、要するに、これは義務教育については、親が義務教育を受けさせなければならないという義務があるんです。その中で、どうしても費用がかかって、義務教育も受けさせられない状況の方は考えたらどうかと思いますと言ったわけで、いわゆる高額所得者は税金をたくさん納めているからどのこのじゃなくて、同じ生徒の中で、要するに、この人には出さないと。そういう金持ちさんにも補助金、税金ですから、これは。補助金ちゅうのは。税金を出すということは、果たしていかなもんかということと言ったわけで、将来、給食費あたりがどうなるかわかりませんが、この前も言ったように、給食というのはあくまでも必置事項じゃありませんので。

今は、後半に給食センターあたりができてやっていますけど、これはしなければならぬということではありません。あくまでも、自治体が設置するかどうかを考える。その中で、やっぱり給食費は幾らですよ。それは、全体の給食費の単価が幾らですから、それは、お弁当をつくる

費用も入っているわけですから、当然、入ってくると。

だから、私は給食というのは非常に平等だと。それを、やっぱり金額面で云々というのはどうかと思います。

○議長（川崎 尊深君） 2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 時間もありませんが。

やはり私が言っているのは、人口が減ってきて、子育てをちゃんと安心して育てられる。そして、そのためにはどうしたらいいかっていうことに、ただの施策の提言であって、これをしてもらったら本当にうれしいです。

財政的なものがあると言われてきたけども、津奈木の場合は財産がありますので、その分を少しでも使って、ハード面じゃなくてソフト面のほうにつかっていただけたら、本当に実現できると思います。

給食費の問題もずっと言っていますけども、今度、国のほうがどうなるかわからないということですね。それはもう期待しておきたいと思いますので。

それで、よければ本当に町民の方が助かればそれでいいと思います。

それでは、もう時間がありません。今回は3項目の質問を行いました。この4年間、毎回一般質問を行い、町長から「やりましょう」という即答はなかなか聞けませんでした。同じことを何回も取り上げ、言い続けてきたことで、本当に実現してきたこともあります。これは、町長が町民の声を受けとめて御配慮していただいたからだと感謝しています。

今回も、町民の皆さんからの意見や要望を聞き、提言をしました。前向きに進めていただきますことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（川崎 尊深君） 以上で、2番、橋口知恵子君の質問を終わります。

○議長（川崎 尊深君） ここで暫時休憩を取りまして、11時から始めたいと思います。

午前10時57分休憩

午前11時01分再開

○議長（川崎 尊深君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、久村昌司君の質問を許します。1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） おはようございます。1番、久村昌司です。議長の許しがありましたので、先日、通告書を提出したとおり、順次、質問をさせていただきます。

まず、四季彩大規模改修についてですね、質問致します。

開館20年を過ぎ、老朽化などで大規模なリニューアル工事が行われますが、工事内容の説明

を伺いたいです。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） お答え致します。

四季彩のリニューアル工事の内容について、御説明を致します。

まず、浴場等について。浴室内の改修と致しまして、利用者から要望が多いサウナ室を、現在の倍くらいに広げ、多くの人が利用できるようにしたいというふうに思っております。

また、現在、かかり湯がございませんので、かかり湯の設置も予定をしております。

あと、洗い場の給湯給水配管、これは古くなっておりますのでこれの取りかえと、大浴場の目地モルタルの補修、露天風呂出入り口扉の、開け閉めがちょっと風が強い日に危険な状態ですので、その交換をしたいと。露天風呂間仕切りのやりかえ、浴場換気扇の追加、これは冬場、くもりが結構ありますので、くもりとりのための追加を予定をしております。また、家族風呂では、浴場及び回転窓の改修、外壁塗装の補修を予定をしております。

脱衣場では空調能力が落ちておりまして、夏場にちょっと冷え切らない部分がありますので、空調設備の更新と照明器具の取りかえを予定しております。

管理棟については、玄関ポーチの床、現在、ちょっとすべりやすいので、すべりにくい素材に改修を致します。

レストランの厨房を拡張致しまして、現在の休憩室とレストラン、壁の一部を取り壊して、休憩室の一部をレストランとして利用できるように、間取りの変更を予定をしております。

また、たばこを吸われる方のために、現在、ロビーのところに機械だけありますけども、仕切りをつけて分煙室を予定をしております。

また、浴場と管理棟、共通と致しまして、床面のワックスクリーニングを行いたいというふうに思っております。

以上が、大体主な内容でございます。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 一応、工事内容的にはわかりましたけども、工事の時期だとか、そういうのは大体予定は指定されておるのか、ちょっと伺いたいですけど。

それと、一部、空調工事関係とかが全改修はしないようなことを伺ったんですけど、私個人的にですけど、どうせやるなら、今回はやらずに、どうせやらなきゃいけないということであるなら、一遍にやっ飛ばせばという気持ちも少しあってですね、そういうのは次年度に回したりするのかどうか、伺いたいですけど。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、新立啓介君。

○振興審議員（新立 啓介君） 私のほうから、工事の期間に関してですね。

一応、5月ごろに入札をかけまして、総事業費が1億4,000万円、現在予定されておりますので、議会承認が必要になるかと思われまして、6月議会で承認をいただいて、工事期間としては6月から11月までで、実際の工事期間と致しましては、休館が必要になりますので、8月の末から10月末、2カ月半ぐらいを予定を致しております。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 休憩棟のほうで、確かに空調がもう古い空調で、一遍に変えたらどうかというのがありました、約5,000万円ぐらいかかっておりまして、やろうと思えばやれたんですけども、非常に今年度の27年度というのが、予算がかなりかさみまして、一応、分離して休憩棟のほうは翌年度、あるいは、その次、機械の持つ具合ですけども、そういうふうに資金面で決定をしたわけでございます。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 空調設備ということで、金額も5,000万円。予算的な面で、少しやっぱりあるのかという想像はしていたんですけども。

今回、8月から10月という2カ月間で、工事の入札の仕事内容ですね、町内業者などとか、そういうのを入れられるような、そういう気持ち、金額も大きいですけど、そういう格好でできるような形にさせていただけるのかどうか、最後に伺いたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） あとでも質問が出てまいります、結局、正規の従業員がおります。そういうことも考え、四季彩の収益性等々を考えますと、なるべく工期は短く、町外になるかならないかというのは、それをこなさざる業者に致したいというふうに思っております。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） わかりました。町内の業者も頑張っていたらいいような体制づくりというのをつくっていただければと思います。

次の質問で、2カ月半ということで、工事期間中ですね、従業員のことは、2カ月半と言いますと本当に大変長い期間です。この期間の間、四季彩に行っても工事中で、仕事はあまりないと。その間の雇用問題、対策として、理事長である町長のほうから、その辺のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 町長とではなく、理事長として答えさせていただきますが、非常に問題がございまして、今、悩んでいるところでございます。

ただ、やはりそのまま遊ばせておくと、無給というわけにはいきませんので、何らかの仕事を

させる必要があると。

そういう中で、グリーンゲイトあたりが繁忙期でしたら、かせにやったり、グリーンゲイトとの併用もありますし、そのほか、町のほうにお頼みして、女性の場合は、そういう働く場所が短期でできるんだったら、臨時雇用でできないかと。男性につきましては、周辺整備。例えば、草刈り、重盤岩の整備でありますとか、そういうことができますので、そういうところにもやはり使ったらどうかというふうに思っております。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 重盤岩の草刈りだとか、町長は慣れていらっしゃるかもしれないですけど、四季彩の従業員などは、山の仕事とか慣れていないのと、考えていただいているのはわかります。やはり、従事されてからも生活がありますので、できる限り、仕事の手配等をおかんがえていただくよう、これをやってほしいとか、私のところにこういうふうにした意見はありませんけども、その辺を考慮していただいて、工事の踏み込みをしていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、津奈木インター開通に向けた観光振興について、質問します。

この問題は、私のほかにも以前、川野議員も質問されております。来年、28年度津奈木インター開通に向けて、美術館、物産館、舞鶴城公園と一体になって交流人口の増加を図り観光振興に努めたいと主要施策でも述べられておりますが、四季彩駐車場周辺整備は、どのような考えでおられるのか伺いたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 私ばっか答えて済みませんが。

四季彩周辺整備ということでございますので、もう、取りかかっておるのが、もちろん四季彩の客数増加等につきましての橋、四季彩橋、あした完成致しますが、それも一環でございます。

それから、もちろん四季彩のお客ニーズをくみ上げた改修工事、それから、重盤岩、舞鶴城公園につきましても、鋭意、やっておりますけども、まだはっきりこれは決まっておりますが、中学校側の裏山、これはある方が土地所有者でございますけども、高速道路、新幹線、これは裏側、重盤岩の表、裏と言ったらおかしいんですが、今、旗が立っているところが我々としては表と通常言っておりますけど、その裏側のほうから、ある程度重盤岩が見えたり、あるいは、今、杉山になっておりますが、あそこあたりを整備しながら、将来、観光あたりに資するような樹木の切りかえ等々も行っていきたい。

これは買収しなきゃいけません。買収ですので、まだ、はっきり相手方のイエス、ノーがわかりませんので、山全体を町有地にして、観光的なものにしたいと思っております。

それから、美術館はモノレール等々がずっとやっておりますけども、やっぱりペンキなんか

剥げてきておりますので、そこあたりのきちっとしたものをやりたいと。

それから、舞鶴城公園の上のほうにつきましては、現在、危なくないように、いろいろ、幸せの鐘だとか、熊日にも載っておりましたように、ああいうキーホルダーみたいなのをつくったり、そういうことをやっております。

全体的な進み方で、一番、私が念願としておりますのは、今の加工所が全面にふさいでおりますので、何とかこれを移転したいというふうには思っておるんですが、実は、あれは農水省の国庫補助金を受けておまして、その借入金なんかが、まだ残っていると思います。事業主体は農協だったんですが、町ももちろん出しました。

それを、用途移転、完全にとということじゃなくて、加工所とあそこは野菜集荷場にわかれております。野菜集荷場は今、全然使っておられないんですが、加工所はまだ運転をしております。

そういった中で、あの場所からどっか違う場所に移してできたらなど。ただし、その場合に、さかのぼって補助金を返せということもあり得る話で、まだ、耐用年数来ておりませんので、その辺が一番悩ましいところでございます。

県の農林水産課に聞きますと、それはやっぱり目的が終わるということであれば補助金を返してもらわなきゃいかんかもしれないというような脅しがかかるものですから、なかなか具体的にこうだというのが決められない状況でございます。

あそこが開けましたら、いろんな展開ができるのではないかとというふうに思っております。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） ありがとうございます。

加工場の移転とか、次の質問でちょっと持っていきたいなと思って、おっしゃられましたので、加工場と言っていたのが、もし地域創生とかで、こういうインターができますので、形づくりというのをしたいというのを県なりに持っていくなら、できる話じゃないかと私は思います。

ほかの方々もそう思っている方もいらっしゃると思うんです。そういうのは庁舎内での皆さんのそういう意見とかもあるはずなんですけど、やはり、それを持っていかなければ、まだ残っているからとか、そういうのを聞いてからじゃないと、それを聞いてだめでしたというのであれば多少わかりますけど、そういうのがあるからそう言われるかもとか、そういうばかりやっていたら先に進めないんじゃないかと私は思うんですけど。

ですから、加工場問題、やはり前からも取り上げられております。したがって、こういうふうには、この加工場をここに持って行って、トイレをここにつくって、流入人口をふやしたいのでぜひともこういうふうにさせてくださいと、持っていくのをやっていかなければ、先には進まないと思いますけど。私はそう思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） そのとおりであります。

そのとおりなのですが、具体的に農水あたりと折衝した審議員がおりますので、ちょっとその経過を答弁してみてください。財部君。

○議長（川崎 尊深君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答え致します。

まず、県の芦北地域振興局の農業関係の部署に問い合わせまして、具体的には補助金返還ですね。こちらが耐用年数が残っているということで、どの程度になる見込みなのかということで、もし返すとなれば、その辺をお尋ねしましたところ、振興局のほうから、今度は本庁のほうにお尋ねになったみたいで、その中で、なぜ移さなければならないのかというようなことで、理由説明、その段階で引っかかっているところがございます。

要するに、町としましては、見栄えが悪い、使っていない、そういったことだけで直すということではなかなか説明がつかないだろうと。当然、そこを移転をして、どういった形で利用する、そのために移転が必要だというような説明ができれば、補助金返還がどうなるかというようなことは、その辺は県との折衝、農政局との折衝になるかとは思いますが、まず、今の段階では具体的にあそこを移転をしたあとをどうしたい、どうするというような具体的な計画が立っていないものですから、なかなかその辺の説明は難しいだろうと。

それと合わせまして、あくまでもこれは事業主体はJAさんでございます。町は間接補助者と致しまして、国、県から補助金を預かりまして、それをJAさんのほうへ出しております。当然、間接補助事業者と致しまして、補助目的に沿った使い方を、指導をする、そういった必要性もあるかと思えます。

その辺の説明あたりに苦慮するということが考えられたものですから、一応、これにつきましては、そういった具体的な計画を立てた上です、県と折衝をすべきじゃないかというようなことで、現在に至っているところがございます。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 今、ようわかりました。

それは、前からもう1個の話をしていたということで、それで、前向きな感じで取り組んでいなかったということなんですね。今、そうやって話をして、もうあと1年ですね。計画して、1年でまたすぐ決まったから着工するというのは、津奈木の水俣インターがもうできてしまうのではないかとこの恐れがあるものからですね、その間に、早めに先手を打って、町内にもプロジェクトチームをつくっておられますよね。近日つくるということで、そういうのを活かして、庁内にもいろんな方がいらっしゃいますので、そういうのを取り入れて、町の活性化、すぐにでもそういう会議とかを開いていただいて、やるべき問題ではないかと思っております。



また、このトイレなどもですね、インターが開通したらですね、来年開通しますけど、最後のインターとなるわけです。近くにコンビニもありますけど、下りて最初の休憩所みたいなものなんです。

トイレを早うと思っても、ふれあいの店は、ほとんど従業員専用みたいなトイレですし、物産館は、男子便所のほうは、大便器のほうなんですけど1つしかない。四季彩は橋もできていい橋なんですけど、靴を脱いでからでないとトイレを借りれない。済みません、トイレだけ貸してくださいというふうなお客さんも、やっぱり入りづらいところもあります。

そういうことを考慮して、あしたもありますけど、朝市などでも本当に多くの方が来られて、トイレの絶対数が足りないと思います。そういうトイレの環境整備なども含めて、そういう加工所問題、こういう形につくっていききたいというのを早急に取り組んでいただけないといけないのではないかと考えておりますので、今、私は何回目の質問になったのか、少しちょっと失礼しましたけど、考えております。

前向きな検討を、本当、検討というよりも早速取り組んでほしいと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 町長も言われましたとおり、幸せの鐘もできて、歩道橋もできたということで、次は加工場の移転かなというふうに、私も担当課として思っております。

トイレに関しては、もちろん朝市とか、大勢の方がいらっしゃいます。グリーンゲイトのところにトイレがあるわけなんですけど、1カ所に集中してしまうということは私も感じております。

駐車場自体が狭いものですから、あれがある程度広がったら、多分トイレというのもすぐ設置されるかと思っておりますけど、要は、駐車場を圧迫しない程度、もし、そういうのができたらなというふうには考えております。

また、加工場についてなんですけど、前から話が出ております。今現在のところ、担当課と津奈木基幹支所長ぐらいでは話をしておりますが、まだ、JAの組合長のほうまで話は、担当のほうからはいっておりません。

今後、JAのほうでいつごろつくった事業で、当初の計画はこういうことにつくって、現在は、先ほど町長からも話がありましたとおり、集荷施設のほうは使われていない状況です。実際、施設の3分の1しか使っていない状況ですので、そこら辺を説明して、ふれあいの店の横付近に、そういう新しい加工場あたりをつくる方向で、話を進めていけたらなというふうに考えています。

先ほど、補助金の話もありましたけど、耐用年数38年というのがあるものですから、まだまだその期間中になっているわけです。補助金返還ということも考えられるものですから、実際はその補助金返還だけならいいんですけど、事業主体であるJAのほうに、要はペナルティーがあ

ることも考えられますので、そこら辺は十分に打ち合わせをやりながら、加工場の移転については進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 移転を最優先という形ですね、トイレのほうもそういう形で、どういうふうにして、やっぱりお客さんが、来場客の方が困っていると思うんです。それをやはり少しでも、増設とか、加工場を移転しないと、駐車場にはトイレはつくらないと、そういうふうに思われているんですしたら、物産館のトイレの一部改修など、少し考え方ができるような形、前向きな検討でやっていただければと思っています。

次に、定住促進補助金について、質問を致します。

現在、全国的に人口減少の危機でありまして、本町も対策のため、定住促進も重要施策として取り上げておられます。現在、定住促進関係に補助金が出ているのはさくら団地のみであります。しかし、さくら団地もなかなか販売も伸び悩んでいるようで、以前あった以外のところではぽつぽつと家が立っている状況ではないかと思っています。

定住人口をふやすためにも、以前あったような民間の宅地販売にも補助金が活用できないかどうか、伺いたいと思います。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 町でやっております定住関係の造成地、これは、まず1つには、高速道路が通るということで移転しないといけない。そういう移転先を見込んで造成をし、チツソからあれは買ったんですけども、ある程度原価で、もちろん売っているんですけども、ここは税金で造成して、原価が税金ですので、いろんな格好で販売促進をやるうとは思っておりますが、民間の場合は、不動産関係はあくまでも民間でございますので、商売ですからね。

ただ、家を建てられるときに、いろんな条例で、今は太陽光なんですけど、以前やっておった町内業者に委託すると50万円まで出しますよというような条例もございました。

その辺を、どういうふうに今後していくのか。ただ、土地だけ買って、投資的なものちゃ、今はもうないかもしれませんが、以前は、やっぱり投機的に土地を買ってそのままにしておくと、値上がりを待つと。逆に今は下がっておりますから、そういうことはないとは思いますが。

しかし、民間と公的なものというのは、はっきり分けなきゃいけないんで、やはり民間関係には、ちょっと出しづらいなというふうには思っております。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） ちょっと私の質問が悪かったんですかね。宅地販売ではなくて、前回あっていました外溝工事には50万円とか、補助金、ああいう、前回24年度までやってい

ました、そういうシステムをもう一度復活させていただいたら、少しでも、ここだけではなく、ほかの土地の販売をされているところにも家が建つんではないかと思ってこういう質問をさせていただきます。

その辺について、家を建てたら50万円とか、外溝工事で50万円とか、町内業者を使ったりとかして、前はありましたよね。ああいう補助金の復活をっていうのだったんですけど。

済みません。私のちょっと私の意見が悪かったです。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） ここじゃ、宅地販売と書いてあるものですから、今、津奈木でも民間で宅地を販売されるところがありますので、そこに補助金をやってという意味かと思ったんですが。

いわゆる家を、そこに民間の宅地造成のところを買って家を建てられると。それは、定住促進に何らかの寄与をするために補助金復活はできないかということでしょう。

それについては、今お答えしたとおり、考慮したいと。いつからということではできませんけども、太陽光あたりがどうもこのごろ不振のようでございますので、もっと、そういう新築の場合、あるいは、そういった町内業者関係の振興のためとか、そういうことはやっぱり考えていいんじゃないかと。

それと、あと1つ考えられるのが、余分になりますけど、今、空き家の調査をしようと。それで、貸してもいいよと。まだ非常に立派な家で使われる。しかし、過疎のためにその家が空いている。

それを、空き家対策として、例えば、仏壇をどうのこうのとか、いろいろあると思います。その中に少し、例えば、リニューアルのための補助金であるとか、そういうのは、今後考えていいんじゃないかというふうに思っております。

これは、内部でまたいろいろ検討を致します。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 済みません。私の質問の議事内容が、少しちょっと悪かったと思っております。

そういう補助金をしていただいて、さくら団地がバンバン売れていただければ、別にこういう質問等は致しませんけど、人口減少に歯どめをかけるためにも、そういう補助金等を復活させていただけるような、前向きな考えておられていただければと思って質問を致しました。

最後の質問に入りたいと思います。夏祭り補助金についてです。

昨年の夏祭り反省会、私も出席させていただいて、町長、振興課長に来ていただいて、決算報告をしまして、本年度は繰り越しがほとんど残らないということになって、本年度の予算申請で、例年よりも金額を上げて提出を、予算申請のときにされたんですけど、ふたを開けてみましたら、

例年どおりの予算であったということになっています。

会議の反省会の場合であったんですけど、町長も振興課長なんかも、来年度は繰越金がありませんから、どこか補助金をふやしていただきたいという感じになったんですけど、あのときは、どがなかしようという感じで、私だけじゃなくて、皆さんも聞いておらっしゃると思っております。

そういう感じで思っておりますが、なぜこういう結果になったのかというのを伺いたいです。

○議長（川崎 尊深君） 町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 去年は、確か8月の21日だったと思いますが、そのときは私はインドネシアにおっていないんです。

だから、その前の町政50周年のときに100万円を別個にやって、レーザー光線の、その反省会には行きました。

去年は行ってはおりませんけども、しかし、なぜそうなったのかというのがお聞きでございます。当初、花火代だけということになっていたんです。ところが、だんだん大きく膨らんできまして、ことしは90万円、去年は別個にあれだったんですが。

確かに膨らんできたわけですけども、一応、予算関係、補助金は、多くあればそれはいいわけです。しかし、一応、例年どおりということで、その範囲内でやっていただくということでございます。

ちなみに、八代あたりも、あそこが日本一の花火代で7,900万円ぐらいかかっていると思うんですが、大体、市が3,000万円ちょっと、大体40パーセント出しております。

大体、夏祭り大会総合費用としましては200万円ですので、400万円としますと、市が80万円よりもちょっと10万円は上乗せしてあるような感じで。

いずれ、工夫をしていただいて、その中で、やっぱり皆さんが楽しんでいただく夏祭りに、一応、全面委託ではございませんので、補助金ですから、編成上、そういうふうに、前年並みでお願いしますということでございました。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 夏祭りは商工会の青年部だけでやっているだけで、各種団体の協力をいただいて、実行委員会で行っているわけです。

仕事もあり、予算的には半分以上、100万円近くやっぱり協賛をいただいて、本当、仕事を休んで協賛をいただくために店を回ったりとかして集めて、そういうふうな形で今の青年部がやっているわけです。

その中で、もちろん補助金をいただいているわけですけど、花火代とか、今の状況を皆さん知っていらっしゃると思うんですけど、やっぱり花火をやって、舞台など、最近、舞台とかお金がかかるようになって、少し金額のほうが上がってきているんですけど、その規模を縮小して、今

のまま、これだけですからこれで何とかやってくれと言ったら、これ以上、規模を縮小させるようなことはなかなかできないんじゃないかと思うんですよ。

やっぱり夏の風物詩でもあって、こんなことを言ったらあれですけど、ふれあいまつりには500万円ぐらいやっておられるのに、もちろん90万円をいただいているんですけど、ほとんど、七、八割ぐらいは花火代で、花火に使っていたらそれで終わりです。

ほかに、いろんなところで商品をやったりするといろんなお金がかかると思うんです。だから、補助体制の考え方というのを、基本的に花火代にということで、この90万円というのはいただいているというふうに伺っております。でも、その90万円という枠をちょっと飛んで、あとこれしかないからこれでやってくれちゅうのは、少し、ちょっと厳しいと思います。

青年部の方も、そういうふうに思われているんですけど、規模を縮小せずに、夏祭りの花火代というのじゃなくて、枠を超えて、少しまだ足りない部分があったら、何十万円もあげるといふんじゃなくて、少しでも勘案して補助金をいただけないものかなと思って、こういう質問をさせていただきましたが。前向きに検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎 尊深君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 私は反省会のほうに出ています、そういう話を聞いたわけですけど。

実際、花火は80万円ほどしか買っていないということで、町のほうから90万円、また、管理職のほうから5万円ということで。大変だからということで、管理職のほうから5万円出すようになったかと思います。

その反省会のときにですね、決算の報告書を見たわけなんですけど、その中で、準備費というのが七十数万円かかっているわけなんですけど、数字的にぼんと出してあるもんですから、その準備費の中の内訳あたりまで、よかったら出してもらって、ある程度の中身まで我々も見させてもらって、もうちょっと削られるところはないのかというのを、お互いに一緒にやって何かできないものだろうか。

それでもどうしてもできないのであれば、また次の策を考えたらどうかっていうふうに考えますけど、いかがでしょう。

○議長（川崎 尊深君） 1番、久村昌司君。

○議員（1番 久村 昌司君） 今、準備と言われましたけど、準備費とかの内訳は、多分ちゃんと出ていると思います。幾らかかったとか。もちろん、それは上がってきておるはずなんです。ただ、大まかに準備費幾らと書いてあっただけで、内訳ちゅうのは、まず出てきているはずなんです。

もちろん、そういうのは当たり前のお話であって、補助金をもらっていただいて、私たちの店の売り上げの分も計上してあるんです。その面に対して。

そういうのを勘案していただいて、これからは実行委員会のほうで話し合っていて、いい形づくりをしたいという返答がありましたので、ぜひとも、前向きな形で考えを出していただければと思っております。

今ので最後に質問にさせていただきます。

私、4年間でことしが最後ですので、これから言いたくても言えないんじゃないかと思って、ことし、今回一般質問させていただきました。本当に4年間お疲れ様でした。庁舎の職員の皆様は、本当に町のために頑張っていたいただければと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川崎 尊深君） 以上で、1番、久村昌司君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

○議長（川崎 尊深君） 本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前11時40分散会

---

---

平成27年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成27年3月20日 (金曜日)

---

議事日程 (第3号)

平成27年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第14号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 津奈木町減債基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 津奈木町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第19号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第21号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第22号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 平成27年度津奈木町一般会計予算

- 日程第19 議案第24号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第26 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第27 請願第3号 国民健康保険財政に関する請願
- 日程第28 請願第4号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願
- 日程第29 請願第5号 介護従事者の処遇改善を求める請願
- 日程第30 請願第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第33 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第34 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第32号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 追加日程第2 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例



の廃止について

- 日程第9 議案第14号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 津奈木町減債基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 津奈木町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第19号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第21号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第22号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 平成27年度津奈木町一般会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第26 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第27 請願第3号 国民健康保険財政に関する請願
- 日程第28 請願第4号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願
- 日程第29 請願第5号 介護従事者の処遇改善を求める請願
- 日程第30 請願第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書
- 日程第31 議員派遣の件
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第33 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第34 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第32号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 追加日程第2 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について

---

出席議員（12名）

1番 久村 昌司君	2番 橋口知恵子君
3番 柳迫 好則君	4番 川野 雄一君
5番 上村 幸一君	6番 寺本 信介君
7番 村上 義廣君	8番 林 賢二君
9番 野島 正行君	10番 本山 勝三君
11番 吉野 一君	12番 川崎 尊深君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉澤 信久君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西川 裕君	副町長 .....	山田 豊隆君
教育長 .....	塩山 一之君	総務課長 .....	浦田 伸一君
振興課長 .....	倉本 健一君	振興審議員 .....	新立 啓介君
振興審議員 .....	財部 大介君	住民課長 .....	林田 三洋君
住民審議員 .....	久村 庄次君	教育課長 .....	椎葉 正盛君

---

午前10時00分開議

○議長（川崎 尊深君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

---

日程第1. 議案第6号 津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

日程第2. 議案第7号 津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

日程第3. 議案第8号 津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
等を定める条例の制定について

日程第4. 議案第9号 津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について

日程第5. 議案第10号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第6. 議案第11号 津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第7. 議案第12号 津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8. 議案第13号 津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する  
条例の廃止について

日程第9. 議案第14号 津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第10. 議案第15号 津奈木町減債基金条例の一部改正について

日程第11. 議案第16号 津奈木町立学校設置条例の一部改正について

日程第12. 議案第17号 津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について

日程第13. 議案第18号 津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について

日程第14. 議案第19号 津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について

日程第15. 議案第20号 津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16. 議案第21号 津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予  
防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一  
部改正について

日程第17. 議案第22号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

日程第18. 議案第23号 平成27年度津奈木町一般会計予算

日程第19. 議案第24号 平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20. 議案第25号 平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第21. 議案第26号 平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第22. 議案第27号 平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第23. 議案第28号 平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第24. 議案第29号 平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

日程第25. 議案第30号 町道路線の廃止について

日程第26. 議案第31号 町道路線の認定について

○議長（川崎 尊深君） お諮りします。日程第1、議案第6号津奈木町特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてから、日程第26、議案第31号町道路線の認定についてまでの26議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第6号から日程第26、議案第31号までの26議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案について、お手元に配付のとおり、各常任委員長から、審査結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、寺本信介君。

○総務振興常任委員長（寺本 信介君） 総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第9号から議案第15号まで、議案第23号、議案第26号、議案第28号から議案第31号までの13議案であります。

審議に当たっては、担当課長、審議員及び班長の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第9号津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「教育長が特別職の身分のみになるとの説明であるが、一般職と特別職の違いは何か。また、任期は何年か」との質問に対し、「現行の教育長は、議会の同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分と併せて、教育委員会が任命する教育長としての一般職を有するものです。今後、教育委員長の職は廃止され、教育委員会の代表は教育長となり、任期については、委員は4年間で、教育長は3年間となります」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第10号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「教育委員の任期は委員毎に異なるが、委員長などは任期満了までは旧条例が適用されるのか」との質問に対し、「教育委員長の任期は、現在の教育長の任期まで経過措置により任命されます。教育委員は、新制度に移行した後は、同時に改選とならないように時期をずらして選任されることとなります」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 1 1 号津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、教育長はこれまで特別職及び一般職の身分を有していたが、特別職の身分のみを有することとなり、本条例を改正する必要があるとのことです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 1 2 号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「給与で職員と特別職の逆転現象、いわゆる特別職の給与と比較して一般職給与が高額になっている事例は生じていないか」との質問に対し、「生じておりません」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 1 3 号津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、教育長はこれまで特別職及び一般職の身分を有していたが、特別職の身分のみを有することとなり、本条例を廃止する必要があるとのことです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 1 4 号津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、職員等が旅行をする場合において、居住地又は滞在地等から直接目的地に赴くことができるように、国に準じて改正するものであるとのことです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 1 5 号津奈木町減債基金条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「資金管理運用は何処の部署がするのか。また、資金運用会議のメンバーは誰か」との質問に対し、「津奈木町資金管理方針にあるとおり、資金運用会議を設置し、この中で決定していく事とし、メンバーは会計管理者、各課長、資金を有する担当班長です」との答弁がありました。また、「資金運用のリスクについてどう考えているのか」との質問に対し、「証券会社と綿密に打ち合わせ、効率的な資金運用に努めていきます」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 2 3 号平成 2 7 年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分につ

いての審議結果を申し上げます。

まず歳出より申し上げます。

款2、総務費の一般管理費で、「ふるさと納税報償費が計上されているが、ふるさと納税をされた方は何名か。また、その寄附金の額はどの程度か」との質問に対し、「今年度はこれまで3名で、昨年度までは2名から3名程度です。寄附金の額は、今年度は1名100万円の寄附がありました。通常は3万円から5万円前後の寄附を頂いています」との答弁がありました。また、「ふるさと納税報償費の額は、他の市町村と比較しているのか」との質問に対し、「町の設定は、県内で実施している市町村の状況を総合的に勘案して設定しています。お返しの対象は3万円以上寄附された方です」との答弁がありました。

さらに、「バス借上料は、どのような時に利用できるのか」との質問に対し、「人権教育の動員等の緊急時に活用するもので、予算以上の利用があれば補正予算で対応します」との答弁がありました。

財産管理費で、「改善センター事務室増築工事について工事内容の説明を」との質問に対し、「改善センターの自動販売機が設置してあるスペースで、屋根がかかっている所いっぱいには事務所を増設し、面積は44平方メートルで、L字型の配置になります」との答弁がありました。

企画費で、「旧赤崎小学校跡地利活用構想について、具体的にどんなことを考えているのか」との質問に対し、「環境省の補助事業を活用し、海岸、グラウンド、体育館等を一体的に考え、環境学習や自然体験学習、交流事業、公園整備など地元住民を巻き込みワークショップを行いながら計画を策定したい」との答弁がありました。

また、「旧赤崎小学校は観光目的にするのか。立入禁止にして外観だけ見てもらうのか」との質問に対し、「人が海に親しめるようなもので検討しています。赤崎水曜日郵便局は平成27年度までの事業ですが、人気なので延長するか検討したい。また、海からも校舎に近づけないよう立入禁止にする必要があります」との答弁がありました。

さらに、「予約型乗合タクシー運行委託料の算出根拠と、利用者はどのくらい見込んでいるのか」との質問に対し、「算出根拠は、運転手の人件費、車輛のリース代及び軽微な修繕代、ガソリン代等です。利用者は1便当り1日3名程度を見込んでおり、ジャンボタクシー2台で運行し、1日8便程度で、1日当りの利用者は48名を見込んでいます」との答弁がありました。

地域振興費で、「光ブロードバンド基盤整備事業について、実際使用する場合の利用料はいくらか。民設民営の導入条件はあるのか」との質問に対し、「NTTの料金試算で、インターネット加入の場合は月額料金が4,413円であったのが、ひかりに加入すると2年間は割引され、4,110円となります。民設民営の導入条件については、町内の3割が加入すれば事業の採算がとれるとされています。仮に3割加入が達成しなくても追加負担はありません」との答弁があ

りました。

美術館費で、「美術品取得選考委員会の委員は全て男性であるが、女性も必要であると考えているかどうか」との質問に対し、「次回の改選時期に考えたい」との答弁がありました。

款5、農林水産業費の農業委員会費で、「農業委員会が管理している農地の貸借について、現在の状況はどうなっているのか」との質問に対し、「農業委員会が管理をしている農地の貸借状況は、件数で130件、筆数で400筆、面積が50万4,000平方メートルです。内訳は、田が190筆で20万5,000平方メートル、畑が102筆で14万2,000平方メートル、樹園地が108筆で15万7,000平方メートルです」との答弁がありました。

農業振興費で、「環境配慮型農業実践塾委託料が計上されているが、いつまでの計画か。また、青年就農給付金の説明を」との質問に対し、「環境配慮型実践塾は、平成25年度初級編から平成27年度上級編まで計画しています。また、青年就農給付金については、5年間で、現在福浦の方が平成25年後期から受けておられます」との答弁がありました。

園芸振興費で、「果樹栽培施設維持対策事業補助金の内容と申込者数は」との質問に対し、「ハウスリース事業で設置したハウスが10年以上経過しているので、修繕等の資材費を3分の1補助するものです。申込者数は9名です」との答弁がありました。

林業振興費で、「有害鳥獣対策補助金はどういうものか」との質問に対し、「餌代や見回り費用等です」との答弁がありました。また、「ムジナの被害は把握されていないか」との質問に対し、「被害報告は受けていませんが、今後被害報告を受けて対処します」との答弁がありました。

水産業振興費で、「負担金補助及び交付金は、漁業後継者対策事業補助金10万円の1件しか計上されていないが、他に事業は計画されていないのか」との質問に対し、「これまで漁協の経営が思わしくなく、推進できないような状況でした。今後、水産業振興を図るため、漁協組合長、県南地域振興局水産課長、津奈木町振興課長等をメンバーに、水産業再生委員会及び担当者会を立ち上げ、浜の活力再生プランの策定を行います」との答弁がありました。

款6、商工費の観光費で、「温泉センターリニューアル工事の内容は」との質問に対し、「玄関、レストランの厨房、サウナ等の改修や、家族風呂の模様替え等を計画しています。工事は5月末に入札を行い、6月議会で議会承認を受けた後、工期は6月から11月末頃を予定しており、温泉センターを8月末から10月末まで休館する予定であります」との答弁がありました。

款7、土木費の河川総務費で、「河川費の工事請負費は護岸の補強や草木防除等も行うのか」との質問に対し、「本工事請負費の中で実施していきます」との答弁がありました。

款8、消防費の非常備消防費で、「平成27年度は小型ポンプ購入が予算計上されていない。4分団、5分団のポンプは老朽化しているのではないか。また、来年度は両分団とも郡操法大会出場分団なので、買い替え等の予定はないのか」との質問に対し、「小型ポンプの更新基準は目

安として20年以上という基準を設けており、当該ポンプは現在19年であったため、今回は更新の対象にはなりません」との答弁がありました。

防災費で、「がけ地近接危険住宅移転事業補助金が計上されている。補助金制度はどの様になっているのか」との質問に対し、「昭和26年以前に新築された家屋で、危険区域に指定されている土地に建っていることが条件です」との答弁がありました。

また、「町内の自主防災組織の整備及び活動状況はどうなっているのか」との質問に対し、「町内で12地区が規約、名簿、連絡網の作成等を行っています。平成26年度に区長の半数が交代されたので、学習会等を開催して自主防災組織の充実を図っていきたい」との答弁がありました。

歳入について申しあげます。

款17繰入金で、「温泉センターリニューアル工事について、ふるさと創生基金と町有施設整備基金から半分ずつ繰入れるのはなぜか」との質問に対し、「極端にひとつの基金の残高を減らさないようにするためです」との答弁がありました。

以上、慎重審議の結果、「議案第23号平成27年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で、可決しました。

次に「議案第26号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

説明のあと、「簡易水道統合事業の工事内容は」との質問に対し、「岩城配水池整備、配水管布設替、集水管理システムを計画しています」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第28号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第29号平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第30号町道路線の廃止について」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第31号町道路線の認定について」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、旧赤崎小学校、日添川護岸高潮対策事業箇所、柞丸橋長寿命化修繕計画箇所、北谷ため池ハザードマップ作成箇所、竹中染竹線測量設計箇所、町中がけ地近接危険住宅移転事業箇所、四季彩橋及び四季彩リニューアル工事箇所等の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました13議案については、慎重審議の結果、それぞれ



異議なく可決しました。

平成27年3月20日

総務振興常任委員長寺本信介

津奈木町議会議長川崎尊深様

○議長（川崎 尊深君） ただいま、総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長報告につきましては、野島委員長が体調不良のため議案の審議に出席することができなかつたため、副委員長が報告する旨の申出がありましたので、これを許します。教育住民副委員長、久村昌司君。

○教育住民常任副委員長（久村 昌司君） 教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、当委員会に付託されました、議案第6号から議案第8号まで、議案第16号から議案第25号まで及び議案第27号を7日間にわたり審議しました。

審議にあたっては、担当課長、班長、及び担当者の出席を求め、慎重審議しました。その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第6号「津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について」この条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育料に関して上限額の基準等を町の条例で設定するものであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第7号「津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について」この条例は、第三次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法で規定する基準を町の条例に委任するもので、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準について、条例を制定する必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第8号「津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」この条例は、議案第7号と同様に介護保険法に規定する基準を町の条例に委託するもので、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準について、条例を制定する必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第16号「津奈木町立学校設置条例の一部改正について」この条例は、平国小学校が津奈木小学校と統合するに伴い、町立小学校設置条例の表平国小学校の項を削っておく必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第17号「津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について」この条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、現在の授業料についての条例内容を、改正する必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第18号「津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について」この条例は、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い、保育の必要性の基準、その他必要な事項は規則で定めるとされているため、本条例を廃止するものであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第19号「津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について」この条例は、子ども・子育て支援制度の施行に伴い、放課後児童クラブの利用対象を10歳未満の児童から、小学校に就学している児童へと拡充されるため、「1年生から3年生までの」を「就学中」に改める内容であります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第20号「津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」この条例は、国の定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第21号「津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」この条例は、国の定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第22号「津奈木町介護保険条例の一部改正について」この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律等の制定により、保険料段階を6段階から9段階へと細分化し、平成27年度から29年度までの保険料基準額を月額5,738円と改めるなど、この条例を改正する必要があるためであります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第23号「平成27年度津奈木町一般会計予算」中、住民課及び教育委員会が所管する科目について報告します。

まず、保険班歳出では、「後期高齢者はり・きゅう・あんま施術利用料助成金で、利用者がい

ないのは何故か」の質問に対して「負担のない医療の方でかかる方が多いからです。」との答弁でした。

歳入では、各保険事業の保険基盤安定負担金が主であります。

税務班歳出で「過誤納還付金は何件あるのか」の質問に対して、「本年度については前年並みに計上していますが、25年度については個人町民税5件、法人町民税2件、固定資産税3件で、合計10件となります。おもな還付理由としましては、個人町民税が生命保険年金に係る特別還付や扶養控除の追加等に伴うものであり、法人町民税は予定申告時の納入額が決算確定により減額となったため、固定資産税については、所有権移転登記漏れ等の理由であります。」との答弁でした。

歳入では、「入湯税で増額を見込んでいたとの事だが、四季彩の料金を改定して、売上や入館者はどう変わったのか」の質問に対して、「入湯税については、1,001円以上の利用者に賦課するものであり、26年度は4,490人、27年度は4,550人で60人の増加を見込んでいます。」との答弁でした。

福祉班では、「地域見守り推進委託料は昨年で終わりではなかったのか」の質問に対して、「当初3年間の予定でしたが、県や環境省との協議で26年度、27年度まで延びて5年になりました」との答弁でした。

「児童クラブは定員35名であるが現在何人いるのか」の質問に対して、「多い月で22名の利用がありました。年度初めは多いが、夏休み明けくらいから徐々に減っていくようです。定員に余裕がありますが、障害児の受け入れもあり、働く親の手助けになっていると思っています。」との答弁でした。

歳入では、「水俣芦北地域振興財団 福祉対策特別助成金 雑入について、介助者は24時間体制で行っているのか」の質問に対して、「1名該当する方があり、障害福祉サービスの利用限度額を超えた部分を介護支援事業で行います、利用者1人に対し2人の介助者を24時間体制でつけるので、多額の費用がかかる利用者もいらっしゃいます。」との答弁でした。

住民班では、「来年度始まる個人番号カードは申請をしないと発行されないとの説明であったが、申請しないと今回の社会保障税番号制度の個人番号は付番されないのか」の質問に対して、「平成27年10月1日から送付される通知カードにより通知され、住民全員に付番されます。個人番号カードは、この通知カードとは別にICチップが内蔵され、個人情報が入ったカードとなり、こちらについては申請に基づいた発行となります。」との答弁でした。

「旧焼却炉解体周辺環境調査は、どの時期に実施するのか」の質問に対して「解体後に周辺4か所を選定し、ダイオキシンを含む粉じん等の飛散状況の測定を行う予定です。

工事中についても、解体業者が搬出物のダイオキシンなどの、測定分析等を実施しながら工事

を行い、分析内容に応じて、町でも測定を計画しています。工事管理委託を予定しており、解体業者の測定分析状況に応じて対応していきます」との答弁でした。

保育園費の歳出では、「報酬の増額は何故か」の質問に対して、「賃金の見直しを行ったところ、他の保育園の賃金を参考にした結果、平均で約1.25倍の増額になりました。また、来年度は職員の増員も予定しているためです」との答弁でした。

「警備委託料が減額しているのは何故なのか」の質問に対して、「前回は初めての警備委託料であったため、契約金が確定しておらず概算見積もりで計上していましたが、今回は契約金が確定しているためです」との答弁でした。

次に教育委員会が所管する科目で、「津奈木小インターホン設置は必要なのか」の質問に対して「小学校は担任の先生が休み時間も職員室に戻らず教室に残るため、緊急連絡時等に使用します」との答弁でした。

「ICT機器等賃貸借料の金額が上がっているのはなぜなのか」の質問に対して「平成26年度当初予算算定時期から契約の時期において、児童生徒が使用するタブレット端末の1台あたりの単価が上がったことによるものです」との答弁でした。「薩摩街道案内標識設置費の委託料が上がっているのは何故か」の質問に対して、「27年度は、山間部などに設置するため、労力が必要であり、また、材料の高騰によるものです」との答弁でした。

「津奈木中学校において、不登校の生徒への対応で、担任の先生と支援員は連携をとれているのか」の質問に対して、「現在、中学校の不登校傾向の生徒に対しては、担任が家庭訪問や電話連絡等の対応を行っています。支援員は学校に登校した際に、担任と連携をとりながら対応しています」との答弁でした。

以上採決した結果、議案第23号中、住民課及び教育課所管の原案は、全会一致で可決しました。

次に議案第24号「平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について報告します。

歳出では、「保険財政共同安定化事業拠出金が1億6,356万6,000円になっているのは何故か」の質問に対して「現在、1件30万円を越える医療費について、県内市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担していますが、今年度からは1円以上に変更になったためです。」との答弁でした。

「特定健康診査委託料が、増額になっているのは何故か」の質問に対して「男性へのPSA検査（前立腺腫瘍マーカー）と人間ドックの対象者として73歳、74歳も追加されたためです。」との答弁でした。

「基金の運用について健診は行っているが、健康増進に向けた事業などは考えているのか」の質

問に対して、「国保の事業になりますので、どうしても国保の方が対象になるなど、議論するべきところもありますし、健康増進に向けた施設計画なども含めて検討していきます」との答弁でした。

「訪問指導用車両購入費では何台購入するのか」の質問に対して「軽自動車1台、普通乗用車1台となっています」との答弁でした。

「退職者医療療養給付費交付金で前年より858万1,000円が減額となっているが、対象者の減少によるものか」の質問に対して「退職者医療に該当する人は60歳から65歳で、年金が支給されるときから該当となりますが、年金の支給年齢が引き上げられていますので、対象者が年々減少しているからです」との答弁でした。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第25号「平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について報告します。

歳出では、後期高齢者医療、広域連合納付金6,752万円と健診事業委託料101万3,000円が主です。

歳入では、後期高齢者保険料と保険基盤安定繰入金が主になります。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に議案第27号「平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について報告します。

歳出では、「認知症総合支援事業委託料とあるが、平成27年度から始まるのか」の質問に対して「そのとおりで、地域包括支援センターの職員が研修を受け、資格を取得する予定となっています」との答弁でした。「あけぼの苑の施設拡大はどのようなものか」の質問に対して、「平成26年度から制度改正により地域密着型サービスとなった「よらんかな」を広域型に戻す建設で、全体の定員65名の変更はありません」との答弁でした。

その他、各介護サービス事業の保険給付費、介護予防事業などの地域支援事業費が主で、今年度から包括支援センターが社協に移行するとの説明がありました。

歳入では、

「社会診療報酬支払基金とあるが、第2号被保険者の社会保険加入者の分だけなのか」の質問に対して「社会保険以外の国保や共済も含まれています」との答弁でした。

その他、65歳以上の第1号被保険者保険料が9段階に改正されるなど、昨年よりも1,460万1,000円増額の1億515万円で、保険料の基準額は900円増額の5,738円となっています。介護給付費準備基金繰入金として、1,500万円を計上していますとの説明がありました。

以上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現場視察の結果報告をします。

平成27年度予定されている、ごみ処理場及び（仮称）平国地区周辺交流拠点センター建設予定地の現場視察を行いました。

以上、教育住民常任委員会に付託されました14議案については、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

平成27年3月20日

教育住民常任委員会委員長野島正行、代読。

津奈木町議会議長川崎尊深様

○議長（川崎 尊深君） ただいま教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号から議案第31号までについて、順次、討論・採決を行います。

議案第6号津奈木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号津奈木町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号津奈木町職員の定数に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号津奈木町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号津奈木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号津奈木町教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



議案第15号津奈木町減債基金条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号津奈木町立学校設置条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号津奈木町幼稚園設置条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号津奈木町保育の実施に関する条例の廃止について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(川崎 尊深君) 全会一致です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号津奈木町放課後児童クラブ条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川崎 尊深君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(川崎 尊深君) 全会一致です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号津奈木町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川崎 尊深君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(川崎 尊深君) 全会一致です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号津奈木町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川崎 尊深君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号津奈木町介護保険条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 賛成10、反対1、賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号平成27年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成27年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号平成27年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成27年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成27年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 賛成多数。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成27年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号平成27年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号町道路線の廃止について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号町道路線の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 全会一致です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第27. 請願第3号 国民健康保険財政に関する請願

○議長（川崎 尊深君） 日程第27、請願第3号国民健康保険財政に関する請願を議題とします。

本請願は、会議規則第85条第1項の規定により、平成26年12月18日付にて教育住民常任委員会に付託され、その審査報告書がお手元に配付のとおり教育住民常任委員長より提出をされております。

審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の規定により教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任副委員長、久村昌司君。

○教育住民常任副委員長（久村 昌司君） 平成26年第4回定例会におきまして、教育住民常任委員会に付託されました請願第3号「国民健康保険財政に関する請願」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査は、平成27年1月21日、紹介議員 橋口知恵子議員に請願の内容を確認するため説明と意見を求め、2月17日、各委員の意見を聞き、3月18日にまとめを致しました。

委員より、現在、国においては「社会保障制度と税の一体改革」を目指す中で充実を図るべく進めていること、また、町においては、特別調整交付金など優遇された制度があることから、議会として意見書を提出するべきではないとの反対意見と、1983年当時の水準からすると保険料が上がり、国民の負担増となっている状況であるので、前回の水準まで国庫負担を上げて頂きたいとの賛成意見がありました。

以上により採決した結果、現在、国において運営の安定化を図り、国民皆保険を堅持していくため議論がなされていること、また議会として意見書を提出することにより町が不利益となるおそれがあることから、不採択とすべきものと決定しました。

以上、教育住民常任委員会の請願審査の報告を終わります。

平成27年3月20日

教育住民常任委員長野島正行、代読。

津奈木町議会議長川崎尊深様

○議長（川崎 尊深君） ただいま教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 2番、橋口知恵子です。請願第3号国民健康保険財政に関する請願について、教育住民常任委員長の報告では不採択でした。しかし、この請願は採択するべきという立場で反対討論を行います。

教育住民常任委員長の報告では、国において運営の安定化を図り、国民皆保険を堅持していくため議論がなされているということ、また、意見書を提出することにより町が不利益になるおそ

れがあるということでした。

しかし、1961年に始まった国民健康保険制度は加入者数も約3,500万人で、国民皆保険制度の根幹をなす制度です。国民健康保険の世帯主の職業分布を見ますと、昭和40年代には約6割であった自営業、農林水産業は17パーセント程度になり、非正規労働者や年金生活者など無職者の割合が大幅に増加するとともに、被用者は約2割から35パーセント程度に増加しています。それに伴い、国民健康保険税が高過ぎて、全国的にも滞納者世帯が生まれています。また、国保税は20年間で1.6倍に値上がりしています。

津奈木町の国保税は県下では最低で、医療費は県下でも上位になっていますが、水俣病の被害地域であるために、医療費が高いのはわかります。また、所得は県下で低く、その所得に比べて国保税が高いのではないかと考えます。

また、国民健康保険の運営主体を市町村単位から都道府県に移すことで国保財政の安定化を目指すとしていますが、細やかな住民サービスが低下するのではないかと考えています。

町が不利益になるおそれがあるとのことですが、水俣病の被害地域であり、補償をされるべきであるので、不利益になるとは限らないと考えます。

よって、各議員におかれましては、御審議の上、原案に採択いただき、意見書を提出していただきますようお願い致します。

以上、反対討論を終わります。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、2番、橋口知恵子君から請願の不採択に反対の討論がありました。請願の不採択に賛成の討論ありませんか。10番、本山勝三君。

○議員（10番 本山 勝三君） 10番、本山でございます。今、反対意見がございましたけれども、同じ委員会で討論したわけで、私たちが討論する立場ではないと思いますけれども、ちょっと申し上げておきます。

我が町の不利益になるかならないかというのは、御存じのとおり、津奈木町は特別交付金、調整交付金等ももらっていて、今保険料の問題もございましたけれども、県内でも最低のほうの保険料を維持しとるわけでございます。

そういうことで、自分の町に考えますと、そういう、これ意見書を出して上がるような、今のようなことではいけないということと、みんな御存じのとおり、時代、町が水俣病のおかげでかは知りませんが、最低の保険料で維持しているということも水俣病のおかげじゃなかろうかというふうに思っているわけでございます。

そういうことで、町の町民の不利益にかかわることは私は絶対だめだと思い、この意見書のとおり賛成、賛成といいますと、私、賛成したほうですから、ここで賛成討論という立場ではございませんけれども、そういうことで説明しておきたいと思えます。

○議長（川崎 尊深君） ここで暫時休憩を致します。

午前11時19分休憩

-----  
午前11時26分再開

○議長（川崎 尊深君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、10番、本山勝三君から請願の不採択に賛成の討論がありました。ほかに採択に反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 不採択に賛成の討論ありませんか。

7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 賛成討論をいたします。この委員会でも採決した結果、現在、国において運営の安定化を図り、国民皆保険を保持していくための論議がなされておるという中でございまして、また、この今段階においてこれを議会として意見書を提出するのは、これは提出する必要がないんじゃないかと思っておりますので、私としては、これは、不採択とすべきという思いで結論を出して、委員会において不採択するという結果を出したわけございまして、委員長報告のとおり、この件については、不採択とすることに賛成でございますので、この委員長報告のとおり、不採択ということでございまして、賛成討論として、申し述べておきます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、7番、村上義廣君より不採択に賛成の討論がありました。

ほかに賛成、反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号国民健康保険財政に関する請願を採決します。この採決は、挙手によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。請願第3号については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 賛成多数。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

-----  
**日程第28. 請願第4号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願**

○議長（川崎 尊深君） 日程第28、請願第4号介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願を議題とします。

本請願は、会議規則第85条第1項の規定により、平成26年12月18日付にて教育住民常



任委員会に付託され、その審査報告書がお手元に配付のとおり、教育住民常任委員長より提出をされております。審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の規定により、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任副委員長、久村昌司君。

○教育住民常任副委員長（久村 昌司君） 平成26年第4回定例会におきまして、教育住民常任委員会に付託されました請願第4号「介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査は、平成27年1月21日、紹介議員 橋口知恵子議員に請願の内容を確認するため説明と意見を求め、2月17日、各委員の意見を聞き、3月18日にまとめを致しました。

委員より、現在、国においては「社会保障制度と税の一体改革」を目指す中で充実を図るべく進めている。国も最大限の財源確保を行っており、国に対しこれ以上の負担を求めるべきではないとの反対意見と、介護報酬は改定されて加算されているが、今後介護従事者にその加算額が保障されるかわからない。介護従事者の処遇改善は必要であるとの賛成意見がありました。

以上により採決した結果、社会保障制度については、現在、国が「社会保障制度と税の一体改革」を目指し、充実を図るべく今まさに改革に向けての議論が行われていることから、意見書を提出すべきではないとの結論に達し、不採択とすべきものと決定しました。

以上、教育住民常任委員会の請願審査の報告を終わります。

平成27年3月20日

教育住民常任委員長野島正行、代読。

津奈木町議会議長川崎尊深様

○議長（川崎 尊深君） ただいま、教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 2番、橋口です。請願第4号介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願について、教育住民常任委員長の報告では、不採択でした。しかし、この請願は、採択すべきという立場で反対討論を行います。教育住民常任委員長の報告では、国において、社会保障制度と税の一体改革を目指している中、国も最大限の財源確保を行っており、国に対しこれ以上の負担を求めるべきではないので、意見書の提出をすべきでないということでした。

しかし、国が進めている社会保障制度と税の一体改革は、社会保障のためと言いながら、消費税は8パーセントに引き上げられました。また、景気の良し悪しにかかわらず10パーセントへも引き上げようとしています。27年度政府予算案は、高齢化が進むにもかかわらず、社会保障

費の自然増分を次々と削減してきており、あらゆる分野で社会保障の切り捨てを求めるものとなっています。

介護保険法改正では、利用者にとって負担増と給付抑制の内容となっています。とりわけ要支援1、2の方の訪問介護と通所介護が介護保険から外され、市町村事業となったことや、特養への入所は、介護度3以上になったことなどに対し、地域の中でも不安の声が上がっています。

また、介護報酬の2.27パーセント引き下げなどで、過去最大規模の社会保障費削減が盛り込まれ、今、介護の現場では、人手不足による深刻な事態となっています。国が進めている社会保障制度と税の一体改革を目指している中で、議論が行われていますので、現場の改善を要望するための意見書を出すべきだと考えます。

よって、各議員におかれましては、御審議の上、原案を採択いただき、意見書を提出いただきますようお願いいたします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、2番、橋口知恵子君から、請願の不採択に反対の討論がありました。請願の不採択に賛成の討論ありませんか。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） これも、先ほどの3号と同じくですね、現在、国がこの社会保障制度と税の一体改革、これを目指して、改革に向けての論議がなされておる中でありますので、これを現時点において意見書を提出すべき必要はないんじゃないかと思うわけでございます。したがって、先ほどの委員長報告のとおり、不採択とすべきと思います。

以上で、委員長報告に対する賛成討論を終わります。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、7番、村上義廣君から、請願の不採択に賛成の討論がありました。ほかに、賛成、反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから、請願第4号介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する請願を採決します。この採決は、挙手によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。請願第4号については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 賛成10、反対1、よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第29. 請願第5号 介護従事者の処遇改善を求める請願

○議長（川崎 尊深君） 日程第29、請願第5号介護従事者の処遇改善を求める請願を議題とします。

本請願は、会議規則第85条第1項の規定により、平成26年12月18日付にて教育住民常任委員会に付託され、その審査報告書がお手元に配付のとおり、教育住民常任委員長より提出をされております。審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の規定により、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任副委員長、久村昌司君。

○教育住民常任副委員長（久村 昌司君） 平成26年第4回定例会におきまして、教育住民常任委員会に付託されました請願第5号「介護従事者の処遇改善を求める請願」について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査は、平成27年1月21日、紹介議員 橋口知恵子議員に請願の内容を確認するため説明と意見を求め、2月17日、各委員の意見を聞き、3月18日にまとめを致しました。

委員より、介護従事者に対しては報酬の引き上げがなされており、また各々の事業所の問題としての側面もあることから、現時点で意見書を提出する必要はないのではないかと反対意見と、介護報酬は改定されて加算されているが、今後介護従事者にその加算額が保障されるかわからない。国に対しては、さらなる報酬の引き上げを求める必要があるとの賛成意見がありました。以上により採決した結果、社会保障制度については、現在、国が「社会保障制度と税の一体改革」を目指し、充実を図るべく今まさに改革に向けての議論が行われていることから、意見書を提出すべきではないとの結論に達し、不採択とすべきものと決定しました。

以上、教育住民常任委員会の請願審査の報告を終わります。

平成27年3月20日

教育住民常任委員長野島正行、代読。

津奈木町議会議長川崎尊深様

○議長（川崎 尊深君） ただいま、教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 2番、橋口です。請願第5号介護従事者の処遇改善を求める請願について、教育住民常任委員長の報告では不採択でした。しかし、この請願は採択すべきという立場で反対討論を行います。

教育住民常任委員長の報告の中に、介護従事者の報酬の引き上げがなされていることや、各事業所の問題もあること、また、国が社会保障制度と税の一体改革を目指し、改革に向けて議論を

行っているので、意見書提出をすべきでないということでした。

しかし、現場は介護職員の賃金の低さが介護職員の定着の悪さに拍車をかけて、深刻な人員不足にあえいでいます。極めて深刻な事態となっております。今回は、介護従事者の報酬の引き上げではなく、維持の状態であり、賃金は低いままです。各事業所の問題もあるとなっておりますが、平成27年度政府予算には、介護報酬を2.27パーセント引き下げて、過去最大規模の社会保障費削減が盛り込まれていますので、介護施設の財政状況が大変になり、経営ができなくなるのではないかと考えます。

また、介護の仕事は、精神的にも肉体的にもつらい割には、余りにも賃金が低いことが周知の事実となってしまう、介護職につく子どもも、介護職につかせたいという親もどんどん減ってきているということでした。2025年は、日本の高齢人口が最大になるとなっています。介護従事者の処遇の改善を図り、2025年問題に対処できるように、御審議の上、原案を採択していただき、意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

以上、反対討論を終わります。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、2番、橋口知恵子君から、請願の不採択に反対の討論がありました。5番、上村幸一君。

○議員（5番 上村 幸一君） 採択に賛成の討論を行います。

報告書の説明のとおり、介護従事者に対しては、報酬の引き上げがなされており、また、各事業所の問題として側面もあることから、現時点では、意見書を出す必要はないのではないかとということで、不採択に賛成をいたします。

以上です。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、5番、上村幸一君から、請願の不採択に賛成の討論がありました。ほかに、請願の不採択に賛成、反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから、請願第5号介護従事者の処遇改善を求める請願を採決します。この採決は、挙手によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。請願第5号については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 賛成10、反対1、したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第30. 請願第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書

○議長（川崎 尊深君） 日程第30、請願第6号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書を議題とします。

本請願は、会議規則第85条第1項の規定により、平成26年12月18日付にて教育住民常任委員会に付託され、その審査報告書がお手元に配付のとおり、教育住民常任委員長より提出されております。審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の規定により、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任副委員長、久村昌司君。

○教育住民常任副委員長（久村 昌司君） 平成26年第4回定例会におきまして、教育住民常任委員会に付託されました請願第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査は、平成27年1月21日、紹介議員 橋口知恵子議員に請願の内容を確認するため説明と意見を求め、2月17日、各委員の意見を聞き、3月18日にまとめを致しました。

委員より、議会としては、患者の立場から考えるのは妥当であると考えますが、各々の事業所の問題としての側面もあることから、現時点で意見書を提出する必要はないのではないかと反対意見と、医療現場は勤務環境が悪く、大変な状況であり、この医療・介護・夜勤問題は職員の立場として喫緊の課題であることから、意見書を提出すべきとの賛成意見がありました。

以上により採決した結果、社会保障制度については、現在、国が「社会保障制度と税の一体改革」を目指し、充実を図るべく今まさに改革に向けての議論が行われていることから、意見書を提出すべきではないとの結論に達し、不採択とすべきものと決定しました。

以上、教育住民常任委員会の請願審査の報告を終わります。

平成27年3月20日

教育住民常任委員長野島正行、代読。

津奈木町議会議長川崎尊深様

○議長（川崎 尊深君） ただいま、教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。2番、橋口知恵子君。

○議員（2番 橋口知恵子君） 2番、橋口です。請願第6号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願について、教育住民常任委員長の報告では、不採択でした。しかしこの請願は、採択すべきという立場で反対討論を行います。

教育住民常任委員長の報告の中に、患者の立場から考えるのは妥当であると考えているが、おのこの事業所の問題としての側面もあることや、国が社会保障制度と税の一体改革を目指し、議論が行われているため、意見書提出をすべきではないとのことでした。

しかし、実際の現場を見てもらえばよくおわかりになるのではないのでしょうか。看護師や介護職員は、病棟内を走り回っています。これは、人手不足や医療の高度化、そして高齢化など、さまざまな要因で労働環境が悪化し、職場を去る人が後を絶たないからです。

夜勤をすることでの健康問題では、短期的には眠れないなどの睡眠障害、中期的には糖尿病や心臓疾患、長期的には、男性では前立腺がん、女性では乳がんになるリスクが高いと確認されています。また、夜勤明けの看護師の状態は、瓶ビールを1本飲んで、酩酊した状態で車を運転しているのと同じ状況であると言われていています。患者、利用者の立場からすれば、看護や介護を任せられない危険な状態にあるということなんです。夜勤は、働く人の健康を害する可能性があるだけでなく、患者、利用者の安全にまで影響があるわけです。

そこで今、国が社会保障制度と税の一体改革の議論を行っています。そういうときだからこそ、医療の現場を知らせ、安全・安心の医療、介護が行われるように、夜勤体制や労働時間の改善、大幅の増員を行うように要望することが必要であると考えます。また、事業所に問題があるということでも、国が安全安心の医療、介護が行われるように改善したものを事業所におろすことで現場は改善されると考えます。

よって、この請願について、各議員におかれましては、御審議の上、原案を採択していただき、意見書を提出いただきますようお願いいたします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、2番、橋口知恵子君から、請願の不採択に反対の討論がありました。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） それでは、賛成討論させていただきます。

委員会の中でも、議会としては、患者の立場からしますとこれが妥当であると考えているけれども、個々の事業所の問題としての側面もあることから、現時点で意見書を提出する必要はないんじゃないかという意見が出たわけでございます。よって、この医療・介護・夜間勤務問題、職員の立場としての緊急の問題であることから、意見書を提出すべきとの意見もございましたけれども、これは、現在において、先ほどの請願にも申しましたとおり、社会保障制度については、現在、国が改革に向けて議論を行っているということがありますものですから、これもやはり現時点においては意見書を提出すべきではないというふうに思います。

したがって、この件につきましても、不採択という考えでございますので、今委員長が報告されましたとおり、不採択とすることに賛成でございますので討論としておきます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、7番、村上義廣君から、請願の不採択に賛成の討論がありました。他に、不採択に反対、賛成の討論ありませんか。10番、本山勝三君。

○議員（10番 本山 勝三君） 10番、本山でございます。今、賛成、反対の意見聞きましたけど、私も、現在、入院中でございますけれども、看護婦さん大変ちゅうのはわかります。それも、みんなじゃなくして、やっぱり大型の施設がとにかく忙しいと。しかしながら、医療センターの交代のサイクルちゅういますか、見てみますと、やっぱり毎日残業すればそのかわりに休業、間を開けてやるとか。いろんな事業所でいろんな考え方でやっていらっしゃるということがほとんどではないだろうかと思います。それなりに給料をいただいてやっとならということでございますので、看護婦さんそのもの、何も不平不満をあらわすような態度を一つも出しません。ほんと感心しております。それは気持的にはわかりますけれども、今現在で、これも、先ほど申されたとおり、事業所によっていろいろ違うんだということ、この請願については、私は不採択ということに賛成でございます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま、10番、本山勝三君より、請願の不採択に賛成の討論がありました。ほかに、反対、賛成の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから、請願第6号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採決します。この採決は、挙手によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。請願第6号については、委員長報告のとおり、不採択にすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川崎 尊深君） 賛成10、反対1、よって、請願第6号は不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第31. 議員派遣の件

○議長（川崎 尊深君） 日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

なお、議員派遣について、期間等、やむを得ず変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

---

日程第32. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第33. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第34. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川崎 尊深君） お諮りします。日程第32から日程第34までの、各委員長からの閉会中の継続調査の申し出3件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第33、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第34、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって日程第32から日程第34までは、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

追加日程第1. 議案第32号 津奈木町手数料条例の一部改正について

○議長（川崎 尊深君） ここで、議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の議事日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1、議案第32号津奈木町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議案第32号津奈木町手数料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

火薬取締法に係る火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の扱いの規制に関する事務が、平成27年4月1日より熊本県から権限移譲されることに伴い、その許可申請に関し事務手数料を



徴収する必要があるため、本条例を改正するものであります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号津奈木町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第2. 同意第1号 津奈木町監査委員の選任同意について

○議長（川崎 尊深君） 追加日程第2、同意第1号津奈木町監査委員の選任同意について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 同意第1号津奈木町監査委員の選任同意について御説明申し上げます。

現在、監査委員の石田恒義氏が一身上の都合により、平成27年3月末日の任期をもって退任されることになりましたので、その後任に竹永正氏を選任するものです。竹永正氏は、皆さんも御承知のとおり、長年にわたり郵便局に勤務し、津奈木郵便局長等を歴任されました。その堅実、実直な性格から、公正な監査業務及び行政指導に十分寄与していただけるものと確信しており、監査委員として最適任であると考え、選任するものであります。既に本人の同意も得ておりますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎 尊深君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号津奈木町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎 尊深君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

---

○議長（川崎 尊深君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これにて、会議を閉じます。

これで、平成27年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午後0時09分閉会

---

○議長（川崎 尊深君） なお、ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、西川裕君。

○町長（西川 裕君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたり、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。本議会の開会時には、満開だった梅の花も散り始めまして、かわって、河津桜やハナモモの花が咲き始め、日中は大分暖かさを感じるようになりました。

3月4日から始まりました第1回町議会定例会も17日間の長きにわたり当初予算や条例等の審議、また現場視察等を経て慎重なる御審議の結果、全議案を可決、承認していただきましてありがとうございました。

平成27年度は本町にとりまして大変重要な年であると思っております。施政方針でも述べましたとおりでございますが、西回り自動車道津奈木インターの完成、また、第6次水俣芦北振興計画の継続、地方創生への計画策定、光ブロードバンド基盤整備、バス路線の廃止に伴うオンデマンド方式による公共交通への変更、温泉「四季彩」のリニューアル、また、平国小学校の統廃合や学校跡地の利活用等々、大変重要な課題が目の前に山積しております。また、町にとっても、議員皆様方にとっても重要な県議会議員選挙、町議会議員選挙が4月に迫っております。

聞くところによりますと、これはあくまでも噂の段階でございますけれども、経験豊富な議員の方々が引退されるやに聞いております。私としましては、前に述べましたように、ここ1、2年が町にとりまして大変重要な時期になってきますので、その経験を生かして私たちとよりよき町をつくるため、再挑戦していただき、御指導願えればと思っております。

最後に、全案件の御可決、御承認をいただきましたことに心より感謝申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川崎 尊深君）　ここで、閉会の御挨拶を申し上げます。今津奈木町議会第1回定例会におきまして、上程されました案件につき、長期間にわたる議員各位の慎重審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御清励による賜物と感謝を申し上げるところでございます。

先ほど、町長からお話がありましたように、いよいよ来月は皆様議員にとりまして最も大事な選挙が行われます。今後とも、ますます健康に留意をされ、町民の福祉と町政発展のために、より一層御協力を賜りますようお願いいたしますとともに、また、元気にお会いできますことを願いたしまして、閉会の御挨拶といたします。大変御苦勞さまでございました。

午後0時13分終了